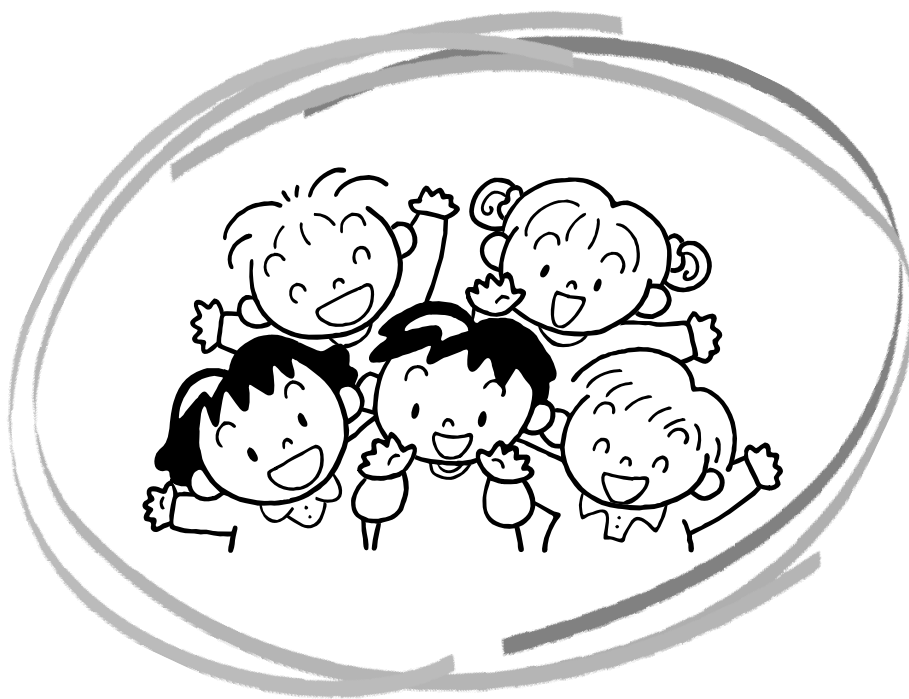


富士見町 次世代育成支援対策推進行動計画

《地域みんなで子育てサポート》
豊かな自然にかこまれて
…子どもすすく、家族にここに、地域いきいき…

《後期計画（平成 22～26 年度）》



平成 22 年 3 月
長野県 富士見町

はじめに

富士見町の乳幼児（0歳～5歳）の人口が平成26年には平成7年の842人に対し、694人（推計）と17.6%減少することが予想されています。また平成17年の合計特殊出生率は過去最低の1.26となり、その後平成18年以降若干上昇しているものの、平成20年は1.37と横ばい傾向にあり、依然少子化が進んでいることが伺えます。

その要因として、若い世代の女性の労働力率が上昇してきた一方で、仕事と子育てを両立できる環境が十分整っていなかったことが晩婚化や晩産化につながり、その過程で出生率の動向に影響を与えてきたと推測されています。また、長引く不況により若者の失業率が最も高く、ニートやフリーターの増大など、若者が社会的に自立することが難しい社会経済状況がこれらに拍車をかけています。

また、昨年実施したニーズ調査から理想の子ども数よりも実際の子ども数が少ない理由として、子育て費用や教育費の負担をあげる人が最も多くいました。家事や育児については約95%が母親が行っており、父親は仕事優先により家事や育児にあてる時間が極端に少ないために、母親の負担をより重くなっているなど、いろんな要素が相俟って少子化に歯止めがかかっていない現状があります。

こうした状況を踏まえ、次代を担う子どもたちが健やかに成長していくためには、人と人との関わりを大切に、豊かな自然環境の中で伸び伸びと遊び、様々な体験をとおして、心豊かに成長していくことが私たちの願いです。

そのためにも子どもを安心して産み育てることができる環境を地域、家庭、事業者、NPO、行政・学校がそれぞれの役割や個性を活かし、連携を深め合いながら地域住民と協働で子育て支援を行っていくことが重要であり、それを具現化するために本計画を策定しました。

これまでも、保健・福祉・教育・医療の連携のもとに、様々な施策を推進してきましたが、今後とも、この計画の推進に向けて住民の皆様の一層のご支援とご協力を賜るようお願い申し上げます。

平成22年3月

富士見町教育委員会 子ども課

《 目 次 》

第 1 部 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
(1)	策定の背景と目的	1
(2)	計画期間	2
(3)	計画の対象	2
(4)	策定の手順	2
2	少子化の現状と課題	3
(1)	国における少子化の動向	3
①	出生数と合計特殊出生率	3
②	年齢別未婚率の推移	4
③	生涯未婚率の推移・夫婦の初婚年齢	4
(2)	富士見町の出生数の推移	5
①	本町の出生数	5
②	本町の合計特殊出生率	5
3	本町の人口・世帯の状況	6
(1)	人口・世帯の推移	6
①	年齢階層別人口数	6
②	乳幼児の人口（0～5歳）	6
③	男女別人口・世帯数の推移	7
④	動態別人口	7
⑤	世帯構成の状況（ニーズ調査結果より）	8
(2)	母親の就業状況（ニーズ調査結果より）	9
(3)	主に子どもの世話をする人	9
(4)	障がい児に対する手当の受給状況	9
4	子育て環境の状況	10
(1)	未就学児用施設の状況	10
①	施設の箇所数、定員数	10
②	施設の利用者数	10
③	一時保育	10
④	障害児保育	11
⑤	地域子育て支援拠点事業（ひろば型）	11
(2)	小学生の放課後児童クラブの状況	11
(3)	その他の子育てサービス	12
5	本町の現状と課題（ニーズ調査結果より）	13

第2部 計画の基本的な方針

1 基本的な視点	19
2 基本理念	21
3 基本目標	21
(1) 健やかに産み育てる環境づくり	21
(2) 子育て家庭を支援する仕組みづくり	22
(3) 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり	22
(4) 次代を担う心身ともにたくましい人づくり	22
(5) 子育て文化を育む社会づくり	23
4 計画の体系	24

第3部 計画の内容（基本施策と個別事業）

ライフステージ別基本目標・基本施策の体系	25
目標事業量	26
目標設定の根拠（子ども数の推移）	27
基本目標1 健やかに産み育てる環境づくり	28
基本施策1 安全な妊娠・出産への支援	28
基本施策2 育児不安の軽減と虐待発生予防への支援	29
基本施策3 子どもと親への健康支援	30
基本施策4 小児医療の充実	31
基本目標2 子育て家庭を支援する仕組みづくり	32
基本施策1 地域社会全体で子育て家庭を支援	32
基本施策2 経済的な支援の取組み	33
基本施策3 家庭生活と職業生活の安定	34
基本施策4 多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実	35
①多様な保育サービスへの対応	35
②保育サービスの質の向上	37
③放課後における児童の健全な育成	38
基本施策5 特別な援助を要する家庭への支援	39
①ひとり親家庭への支援	39
②障がい・発達のおくれのある子どもへの支援	40
基本目標3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり	41
基本施策1 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成	41
基本施策2 子どもを見守る地域の連携	41
基本施策3 子どもに関する相談・支援体制の充実	43

基本目標 4	次代を担う心身ともにたくましい人づくり	44
基本施策 1	多様な体験機会の拡大	44
基本施策 2	自立を促す企画・参画型事業の充実	45
基本施策 3	思春期の心と身体健康づくり	47
基本施策 4	子どもの活動を支援する環境の整備	48
基本施策 5	魅力ある学校教育の推進	49
基本目標 5	子育て文化を育む社会づくり	51
基本施策 1	快適な生活空間の整備	51
基本施策 2	子どもの安心・安全の確保	52
基本施策 3	子育ての男女相互協力への応援	53

第 4 部 計画の推進に向けて

1	関係機関や住民等との密接な連携	55
2	計画の実施状況の検討	55
3	社会・経済情勢や厳しい財政状況への柔軟な対応	55

第 5 部 関連施設一覧

関連施設の一覧	57
---------------	----

参考資料

1	富士見町次世代育成支援対策推進地域行動計画策定委員会設置要綱	59
2	策定委員会委員名簿・策定委員会開催状況	60

第1部 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 策定の背景と目的

急速な少子化の進行は、今後、我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものです。この少子化の流れを変えるため、国や地方公共団体、企業等が一体となって、対策を推進しているところですが、少子化は依然として進行を続けており、わが富士見町でも同様に少子高齢化が進行しています。

国では平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」により、地方公共団体及び事業者が行動計画を策定し、次世代育成支援対策を推進しています。平成 19 年 12 月には「子どもと家族を応援する日本」重点施策がとりまとめられ、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するために何が必要であるかに焦点を当て、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を進める必要があるとされています。

町では、国の「次世代育成支援対策推進法」の下に、「富士見町次世代育成支援対策推進行動計画」（前期計画（平成 17～21 年度））を策定し、子育て支援のために各種の施策を推進し、一人の子どもが生まれ成長する過程を総合的に支援する「行動計画」を実施しているところです。

この度、後期計画（平成 22～26 年度）の策定のため、新たに町民の皆様の子育て支援に関する生活の実態やご意見・ご要望などを把握するためのニーズ調査を実施し（平成 21 年 2 月）、有識者等による策定委員会を開催するなどし、広くご意見・要望等を反映し、後期行動計画を見直し作業を進めてまいりました。

総合計画などの既存計画との整合性を図るとともに、子育てを総合的に支援する「次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）」を策定し、「子育てにやさしいまち 富士見」を目指します。

（２）計画期間

「次世代育成支援対策推進法」は平成 17 年度から 10 年間の集中的・計画的な取組みを推進するために制定されました。このことにより全国の市町村においては、平成 17 年度を初年度とした次世代育成支援の実施に関する行動計画の策定が義務付けられました。

本計画は前期計画（平成 17～平成 21 年度）の見直しを行い策定したもので、新たに平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間を後期とする 2 期 10 年間を計画期間とします。

なお、行動計画の推進にあたっては、年度ごとに計画の実施状況を把握・点検・公表するものとします。

（３）計画の対象

この計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。

なお、この計画において「子ども」とは、概ね 18 歳未満としています。また、計画の中心は未就学児・小学生及びその保護者ですが、将来の親となる中学生以上も視野に入れた計画です。

（注）「子ども」を概ね 18 歳未満としたことについて

「子ども」とは、児童福祉法では、18 歳未満を指します。しかし、この計画の中で、「子ども手当」は 15 歳に、「児童扶養手当」は 18 歳到達後最初の 3 月 31 日までにある児童を、また「特別児童扶養手当」の場合は 20 歳未満の方を対象にしていることから、概ね 18 歳未満としたものです。

（４）策定の手順

- ① 町内の就学前児童及び小学生児童の保護者に対して、平成 21 年 2 月にニーズ調査（調査対象 994 件、回収率 85.4%）を行い、現状と課題を分析し潜在的なニーズ量なども勘案のうえ、施策の方向性を定めました。
- ② 前期計画の基本理念を継承しつつ、基本目標や目標事業量の見直しを行いました。
- ③ 基本目標に対し、それぞれ基本施策を設定し、「個別課題」、「現状と課題」、「方策」を記載しました。「主な事業」では現在取り組んでいる事業を示しました。
- ④ すべての事業は子どもの成長過程に合わせ、「周産期」「乳児期」「学童期」「思春期以降」「全ての子ども対象」の順に分類してあります。

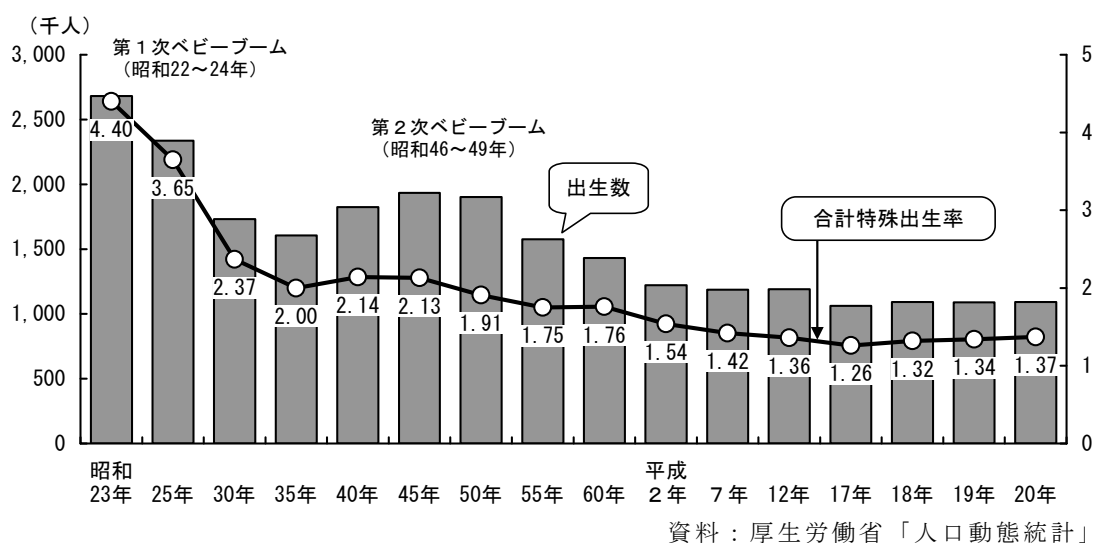
2 少子化の現状と課題

(1) 国における少子化の動向

① 出生数と合計特殊出生率

全国の子どもの出生数、合計特殊出生率とも減少傾向でしたが、平成 18 年以降では、出生数はほぼ横ばい、合計特殊出生率は上昇しており、平成 20 年では 1.37 となっています。しかし、この 1.37 という数値は、本来適正と言われる約 2.08 には依然、程遠い数値となっています。

■ 出生数と合計特殊出生率の推移



* 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の各年齢ごとの出生率（出生数を人口で除したものに千を乗じた人口千人あたりの割合をいいます。）を合計したものをいい、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子ども数に相当するとなっています。女性が一生の間に生む子の平均数の移り変わりを表しています。

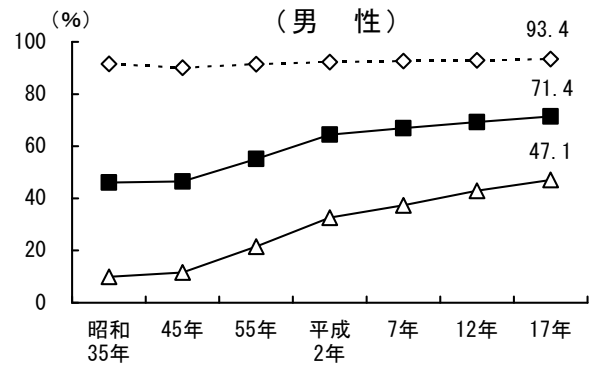
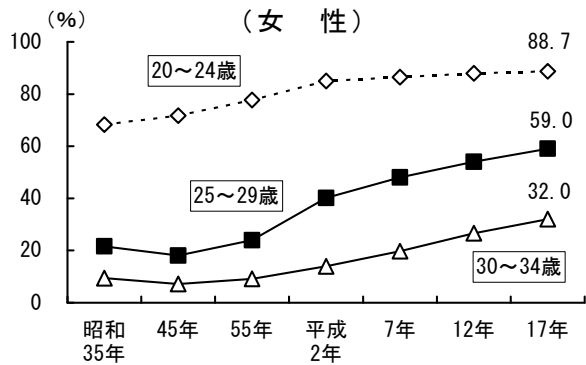
* 現在の人口を将来においても維持するために必要な水準（人口置換水準）は約 2.08 人となっています。

②年齢別未婚率の推移

全国の年齢別の未婚率をみると、男女ともに各年代とも未婚者が大きく増加しています。特に「25～29歳」「30～34歳」の未婚者の増加が顕著になっています。

女性は、どの年代も未婚率が大きく上昇しています。平成17年の「20～24歳」では88.7%が未婚となっています。一方、男性の「20～24歳」は各年とも9割強が未婚者となっています。

■年齢別未婚率の推移



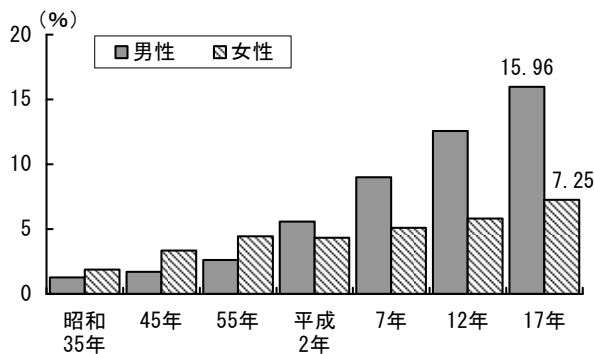
資料：総務庁統計局「国勢調査」

③生涯未婚率の推移・夫婦の初婚年齢

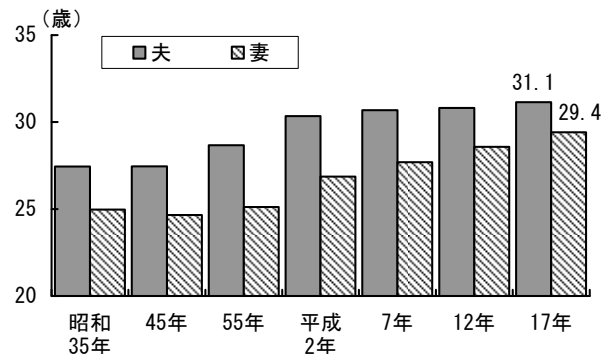
少子化に大きな影響を与える生涯未婚率の推移をみると、男女とも年々増加傾向を示しています。特に男性の比率の増加が大きくなっています。

また平均初婚年齢の推移をみると、こちらも年々年齢が上がってきており、男性は徐々に上昇し、女性は上昇率が大きくなっています。晩婚化が進み、初婚は30歳前後になってきています。

■生涯未婚率の推移



■夫婦の平均初婚年齢



資料：総務庁統計局「国勢調査」

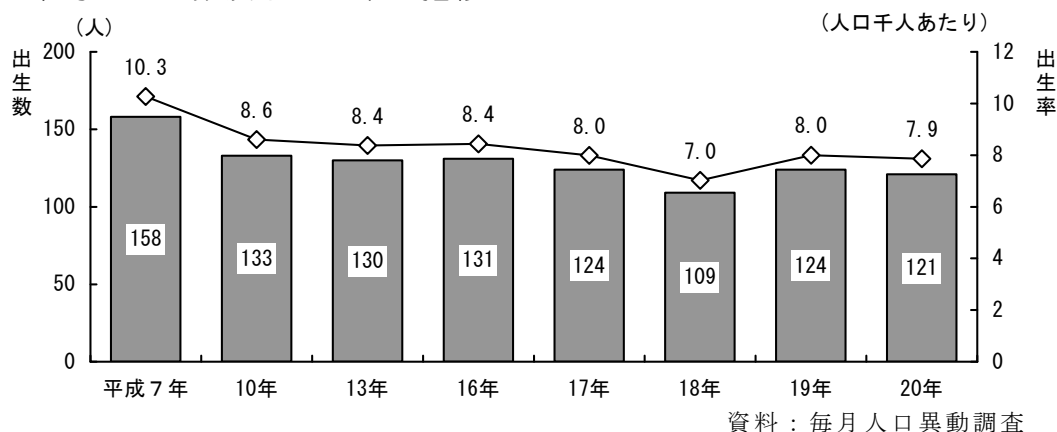
(2) 富士見町の出生数の推移

①本町の出生数

出生数は、各年でばらつきはありますが、平成17年以降は120人前後となっています。

出生率（人口1000人に対する1年間の出生児数の割合）では、近年は約8.0前後となっており、平成17年以降はやや減少傾向を示しています。

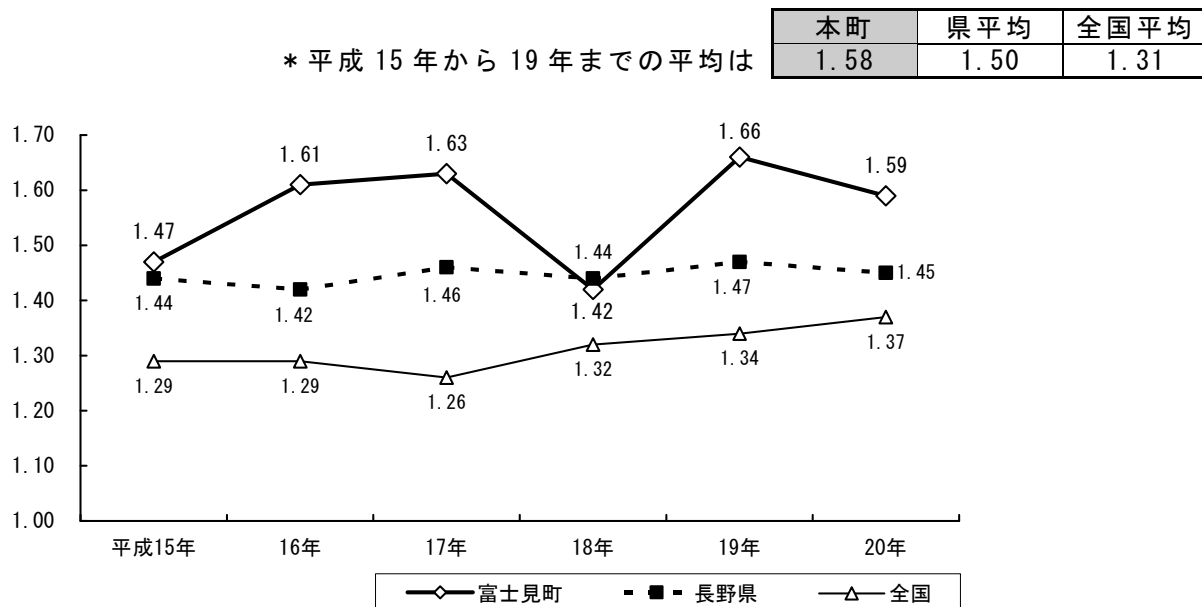
■本町の出生数及び出生率の推移



②本町の合計特殊出生率

合計特殊出生率は、過去6年間の推移をみると、平成18年だけ長野県の値と近くなっていますが、それ以外の5か年は高い数値となっています。

■合計特殊出生率



3 本町の人口・世帯の状況

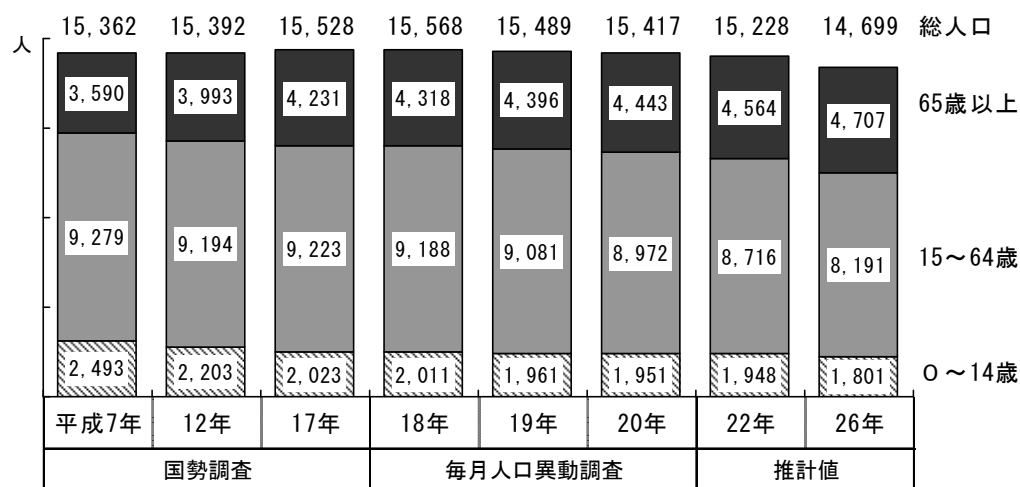
(1) 人口・世帯の推移

① 年齢階層別人口数

総人口は平成18年までは増加傾向でしたが、平成19年以降は微減の状況で、今後も減少すると推計されています。

また、「0～14歳」は減少傾向で、一方、「65歳以上」が大きく増加することが予測されています。従って、本町の少子高齢化はさらに進むと見込まれています。

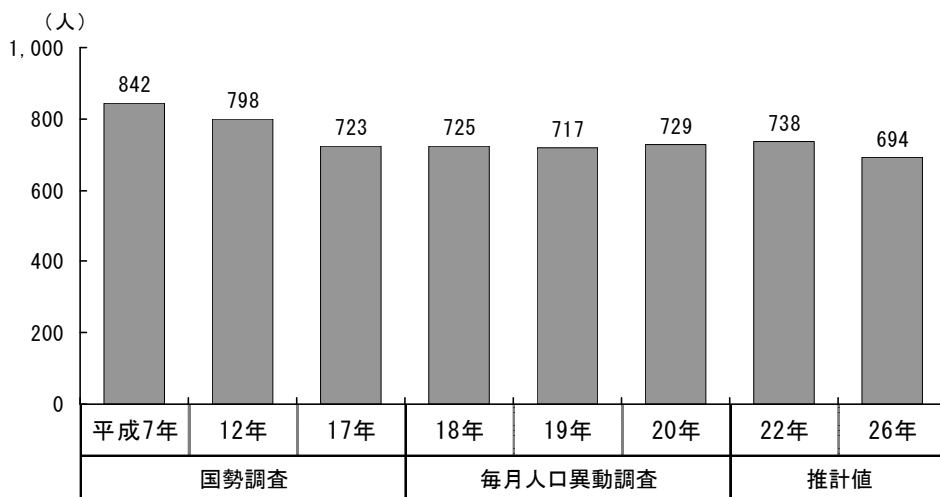
■ 年齢階層別人口数



② 乳幼児の人口（0～5歳）

乳幼児は平成7年をピークに減少していますが、平成17年以降はほぼ横ばいとなっています。

■ 乳幼児人口



③男女別人口・世帯数の推移

本町の人口は近年では 15,500 人前後となっており、穏やかに減少しています。平成 20 年では 15,417 人となっています。これに対し世帯数は増加傾向を示していますが、世帯人員は減少し、核家族化が進行しています。

■男女別人数と世帯数・世帯人員

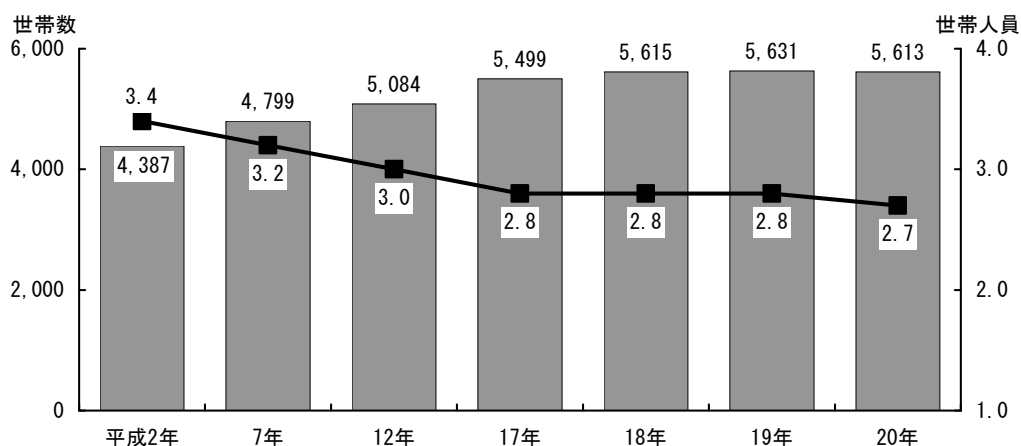
(人)

	男性	女性	合計	世帯数(世帯)	世帯人員
平成 2 年	7,229	7,606	14,835	4,387	3.4
7 年	7,502	7,860	15,362	4,799	3.2
12 年	7,506	7,886	15,392	5,084	3.0
17 年	7,633	7,895	15,528	5,499	2.8
18 年	7,673	7,895	15,568	5,615	2.8
19 年	7,601	7,888	15,489	5,631	2.8
20 年	7,586	7,831	15,417	5,613	2.7

各年 10 月 1 日現在

資料：国勢調査、毎月人口異動調査

■世帯数と世帯人員の推移



④動態別人口

自然動態（出生、死亡の差）は近年では毎年減少しています。一方、社会動態（転入、転出の差）は平成 19 年までは転入が転出を若干上回っていましたが、平成 20 年には減少しています。

自然動態、社会動態の合計は、直近の 4 年間では減少傾向となっていますので、町の人口数が減少しています。

■自然動態と社会動態

(人)

	自然動態			社会動態			自然動態＋ 社会動態
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成 16 年	131	165	△ 34	848	793	55	21
平成 17 年	124	162	△ 38	780	769	11	△ 27
平成 18 年	109	162	△ 53	821	787	34	△ 19
平成 19 年	124	160	△ 36	702	686	16	△ 20
平成 20 年	121	184	△ 63	683	723	△ 40	△ 103

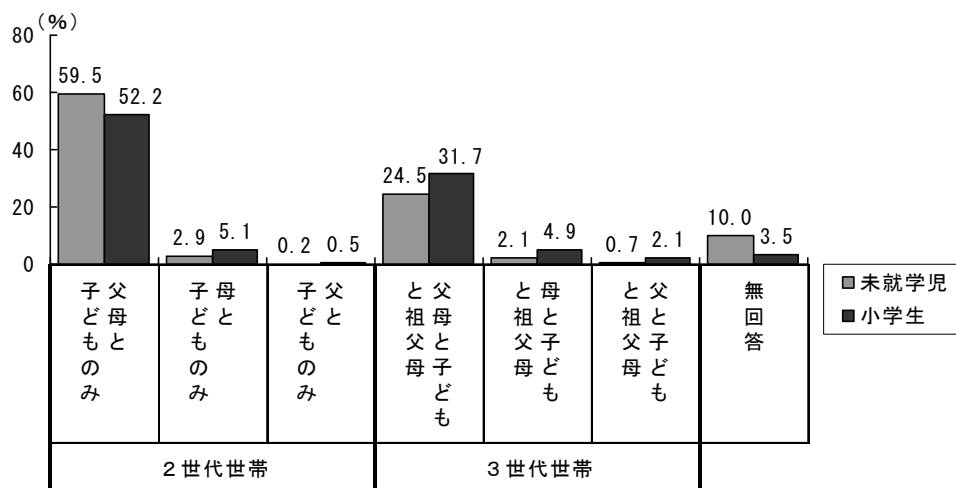
各年 12 月末日現在

資料：毎月人口異動調査

⑤世帯構成の状況（ニーズ調査結果より）

未就学児を持つ世帯では、「2世代世帯」が62.6%、「3世代世帯」が27.3%となっています。一方、小学生を持つ世帯は「2世代世帯」が57.8%、「3世代世帯」が38.7%で、いずれも2世代世帯の割合が高くなっています。

■未就学児、小学生がいる世帯構成



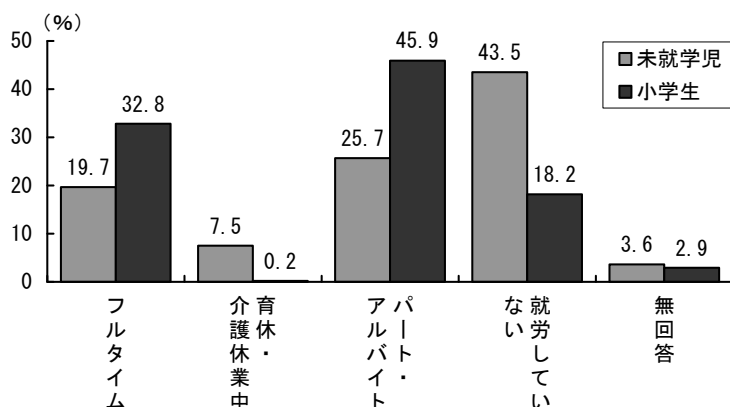
■未就学児・小学生がいる世帯の母子・父子家庭数（平成21年度）

	(世帯)	
	世帯数	割合 (%)
母子家庭	51	5
父子家庭	9	0.9

（２）母親の就業状況（ニーズ調査結果より）

ニーズ調査結果から母親の就業状況をみると、「就労していない」との回答は、未就学児を持つ世帯で 43.5%、小学生を持つ世帯で 18.2%となっており、育児が一段落ついた後に就業率が上がる傾向がみられます。実際に現在就労していない方の約 9 割が今後は就労したいと回答しています。

■ 母親の就業



資料：ニーズ調査（平成 21 年実施）

（３）主に子どもの世話をする人

未就学児がいる世帯で、昼間主に子どもの面倒をみる人をみると、「母親」が 94.5%、「祖父母」が 2.1%、「父親」は 1.0%となっています。

（４）障がい児に対する手当の受給状況

平成 21 年度では、「特別児童扶養手当」及び「障害児福祉手当」の受給者数は、以下のとおりです。

(人)

	特別児童扶養手当	障害児福祉手当
平成 21 年	17	5

4 子育て環境の状況

(1) 未就学児用施設の状況

①施設の箇所数、定員数

保育園等の箇所数と定員数は以下のとおりです。

	箇所数	定員数(人)
保育園	5	465
幼稚園	0	0
認可外保育施設	1	40

平成 21 年 4 月現在

②施設の利用者数

子どもの年齢別利用者数は以下のとおりです。稼働率は 86.5%で空きがあるため、利用者が増加しても十分に受け入れが可能です。

3歳未満児の入所者数が年々増加傾向にあります。

3歳児から利用率が高くなっています。総乳幼児数の 53.6%が利用しています。

	(人)							
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	稼働率(%)
総児童数	121	123	115	123	136	132	750	86.5
保育園利用者	2	12	23	114	126	125	402	
利用率(%)	1.7	9.8	20.0	92.7	92.6	94.7	53.6	
幼稚園(町内)利用者				4	8	4	16	
利用率(%)				3.3	5.9	3.0	2.1	

平成 21 年 4 月現在

稼働率は定員に対しての利用者数です。

③一時保育

一時保育の利用者は、平成 18 年で 472 人であったものが、平成 20 年には 300 人前後となっており、利用数としては減少しています。

平成 20 年度の 1 日当りの平均利用者は、1 人程度の状況です。

■年度別延べ利用者数

(人)

(平成 20 年度)

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	開所日数	1 日当たり利用者
延べ利用者数	472	352	308	294	1.0

④障害児保育

通常保育の中で対応しています。

障がいのあるお子さんについては、障がいの状況によって加配保育士をつけています。

⑤地域子育て支援拠点事業（ひろば型）

子育てひろばA i A i は、地域の子育ての拠点として利用されています。

■年度別延べ利用者数 (人)

	平成 20 年	平成 21 年
延べ利用者数	6,311	6,202

(2) 小学生の放課後児童クラブの状況

現在放課後児童クラブは、国庫補助事業で実施しています。

■平成 21 年度利用状況

	富士見小学校	本郷小学校	境小学校
利用者総数	67 人	16 人	21 人
利用学年	1 年生～4 年生を対象	1 年生～4 年生を対象	1 年生～4 年生を対象
利用時間	下校時～18 時 45 分まで	下校時～18 時 45 分まで	下校時～18 時 45 分まで
利用場所	富士見小学校	本郷小学校	境小学校

(3) その他の子育てサービス

母子保健関連の事業は以下のサービスを提供しています。母子の健康に関わる事業と子育て支援関連の各種教室等です。

事業名		対象	主な目的
健診・相談	乳児健診	4・7・10か月児	発育発達状態とそれを反映する育児と生活の様子を確認しながら疾病予防と健やかな成長への指導や支援を行うとともに、育児不安の解消のため情報交換や仲間づくりの促進を図ります。 また、児の疾病の早期発見のために専門家による育児指導を実施し、就学までのフォローを行います。
	幼児健診	1.6・2・3才児	
	妊婦一般健診	妊婦	
	乳幼児相談	乳児～未就園児	
	5歳児すこやか相談	5歳児	
教室	母親学級	妊婦とその家族	妊娠期からの母性の育成と安定した妊娠期を過ごせるよう、また安心して産み育てるために夫婦での子育てを実施するための支援から、大切な乳幼児期育成者としての母親への支援を行うとともに、不安解消のための情報交換や仲間づくりの場を提供します。 また、児の疾病の早期発見のために専門家による育児指導を実施し、就学までのフォローを行います。
	ベビーマッサージ教室	概ね生後2ヵ月児と保護者	
	のびのびひろば (幼児フォロー教室)	就園前の幼児と保護者	
	幼児栄養指導	幼児（概ね2歳）	
	保育園児歯科指導	保育園児	
訪問	妊婦・産婦	ハイリスク妊婦・産婦	
	新生児・低出生体重児	新生児・乳児・低出生体重児	
	乳幼児	フォロー児・保護者	
予防接種	ポリオ	生後7歳6か月までの乳幼児	感染症のまん延を防ぎ住民の健康維持と向上を図ります。 住民全体の免疫水準を維持し感染症に対する社会的防衛を図ります。
	B C G	生後6か月までの乳児	
	三種混合	生後7歳6か月までの乳幼児	
	二種混合	学童・（乳幼児）	
	日本脳炎	乳幼児・学童	
	風しん・麻しん	1期：生後1歳から2歳までの幼児 2期：5歳以上7歳未満（就学前） 3期：中学1年 4期：高校3年 （3期・4期は平成20年～25年5年間の措置）	
給付	乳幼児等医療費特別給付金	0歳から中学3年生まで	疾病の早期診断、早期診療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に医療費を給付します。

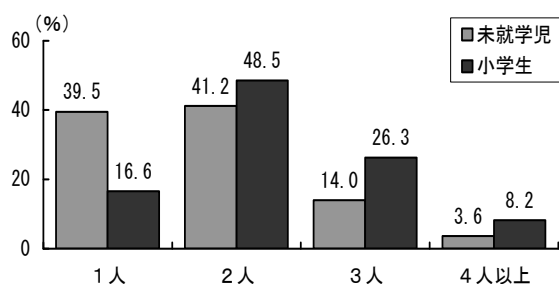
5 本町の現状と課題（ニーズ調査結果より）

課題1 子どもの人数の現実と理想に隔たりがあり、子を産みたい人への支援が必要

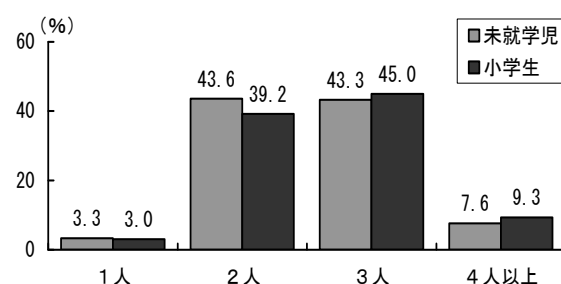
実際の子どもの人数は未就学児を持つ世帯で平均 1.8 人、小学生を持つ世帯で 2.3 人となっています。一方、理想の人数は、未就学児世帯で平均 2.6 人（現実との差は 0.8 人）、小学生世帯では 2.6 人（現実との差は 0.3 人）となっており、いずれも隔たりがみられ、理想とする子ども数を産まない、産めない人が未就学児世帯で 62.9%、小学生世帯で 35.7% となっています。

産めない・産まない理由として未就学児・小学生世帯ともに「経済的理由」が過半数を占め最も多くなっています。特に未就学児世帯では「仕事と育児のバランスから」「適当な子育て支援不足」が3割を超えています。育児支援、就業支援など、子どもを産みたい人への支援を強化していく必要があります。

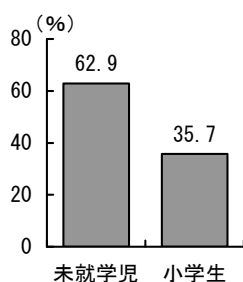
■子どもの現実の数



■子どもの理想数



■現実と理想が違う割合



■理想とする子ども数が産めない理由 (%)

	未就学児	小学生
経済的な理由	54.1	51.6
仕事と育児のバランスから	38.6	37.9
住宅の事情で	11.0	13.7
自身・家族の健康面の問題	17.4	30.1
授からなかった	21.2	41.2
適当な子育て支援不足	30.7	28.7

課題2 子育て家庭の育児力を補う子育てサービスの拡充が必要

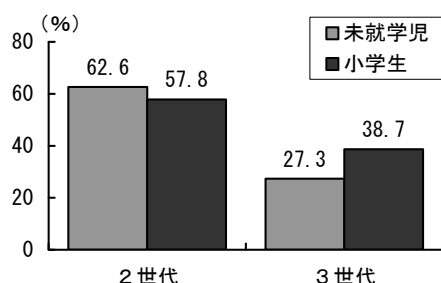
すでに述べたように核家族世帯の割合が増加しています。「2世代世帯」が約6割となっており、子育て家庭が祖父母等の支援を得られないことが多く、家庭内での育児力が低下しているケースが懸念されます。

一方、未就学児世帯で45.4%、小学生世帯では78.7%で、母親が就業しており、経済的理由から働かざるを得ない母親が多いようです。つまり日中就業している間、施設や祖父母等に頼らざるを得ない人が多いと推測されます。

各家庭のニーズの沿った、各種サービスを拡充し、家庭内育児力や教育力の向上を進める必要があります。

◆調査結果

■世帯構成



■世帯構成別平均子ども数 (人)

	2世代	3世代
未就学児	1.85	1.79
小学生	2.28	2.28

＜未就学児の調査結果より＞

		2世代 (%)	3世代 (%)
①子ども数が希望する人数と違った理由	・ 経済的な理由	55.9	45.2
	・ 仕事と育児のバランスから	41.1	31.5
	・ 適当な子育て支援の不足	31.5	27.4
②子どもが休んだ時の対処方法	・ 父親が休んだ	21.3	19.0
	・ 母親が休んだ	73.1	76.2
	・ 祖父母や親族に預けた	36.1	50.0
③仕事と子育てを両立する上で大変だと思うこと	・ 自分や子どもが病気の時、代わりに面倒見てくれる人がいない	55.9	33.0
	・ 子どもと接する時間が少ない	36.1	38.3
	・ 急な残業が入ってしまう	30.8	20.0

＜小学生の調査結果より＞

		2世代 (%)	3世代 (%)
①子ども数が希望する人数と違った理由	・ 経済的な理由	51.2	50.8
	・ 仕事と育児のバランスから	38.1	36.9
	・ 適当な子育て支援の不足	29.8	24.6
②子どもが休んだ時の対処方法	・ 父親が休んだ	18.2	12.2
	・ 母親が休んだ	58.8	55.6
	・ 祖父母や親族に預けた	27.0	41.1
③仕事と子育てを両立する上で大変だと思うこと	・ 自分や子どもが病気の時、代わりに面倒見てくれる人がいない	46.0	18.7
	・ 子どもと接する時間が少ない	33.1	42.2
	・ 急な残業が入ってしまう	25.8	29.5

課題3 悩みや不安の早期解消のために、相談体制の強化が重要

悩みや不安の相談相手について聞いたところ、「配偶者」「親族」「知人・友人」などが多くなっていますが、極少ないですが「だれもない」との回答もありました。

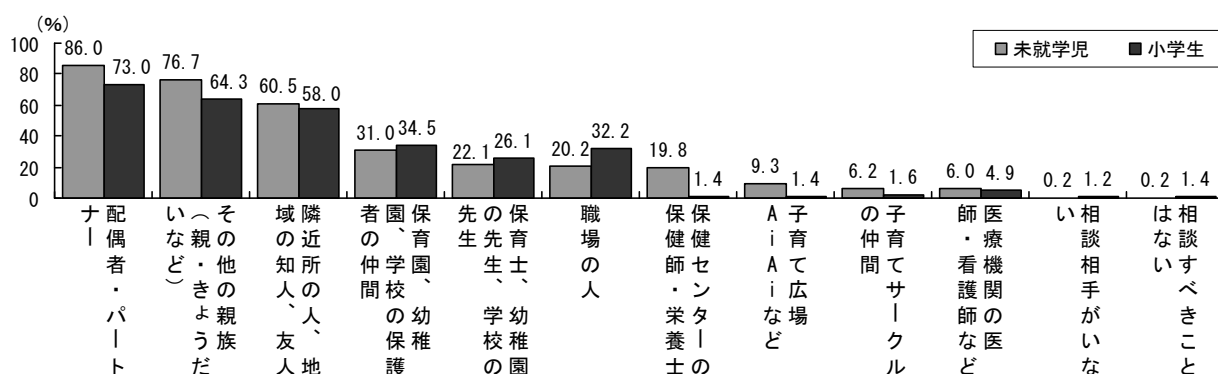
また子育て情報の入手先は、身近な人や保育園・幼稚園・学校等が多くなっています。

一方、日常の悩み等は、「子育てで出費がかさむ」「病気や発育・発達のこと」「子育てによる身体の疲れ」等があり、様々な悩みや不安がみられます。

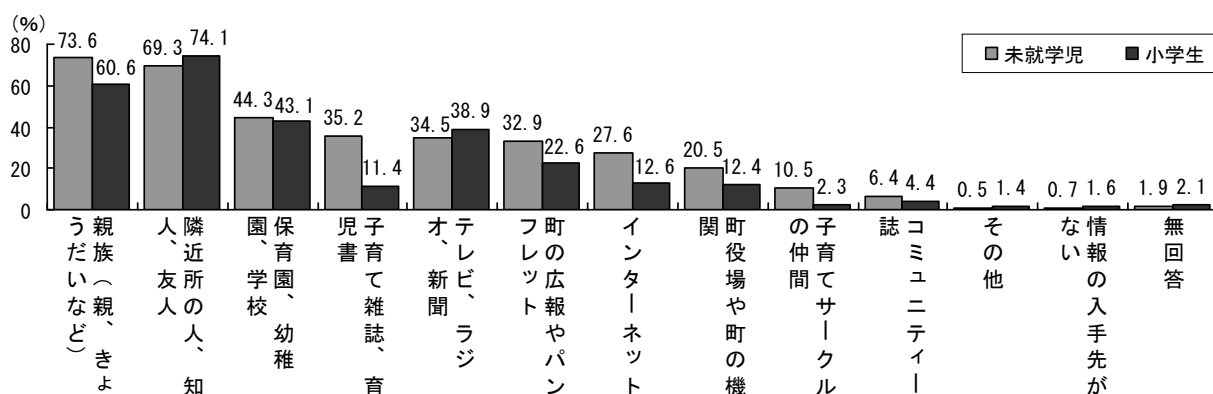
子育て経験の不足による不安、一人で子育てすることによる身体疲労やストレス等の蓄積など、相談相手がいることや情報提供により解消されるケースも多いと思われます。

また深刻なケースに迅速に対応し、緊急時の対応などを進めていくためにも、相談体制の強化が重要と思われます。

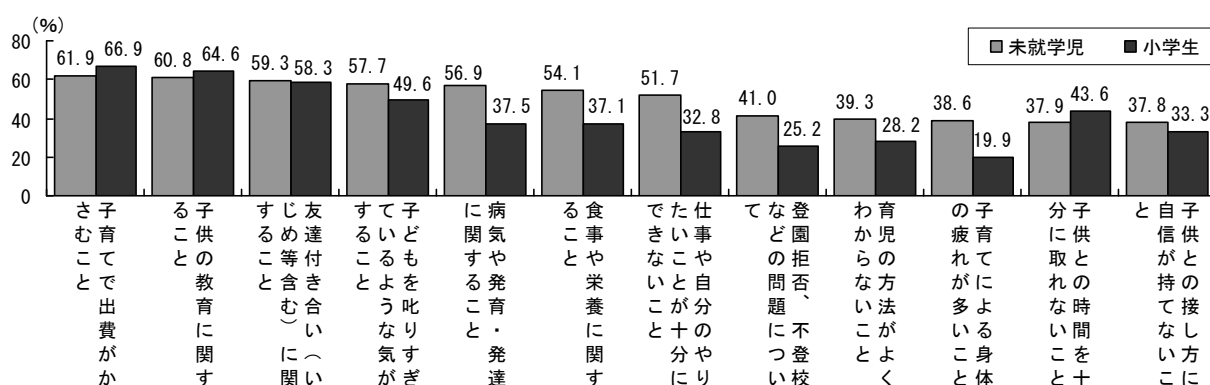
■悩みや不安の相談相手（上位）



■子育てに関する情報の入手先



■日常悩んでいることや気になること（上位）



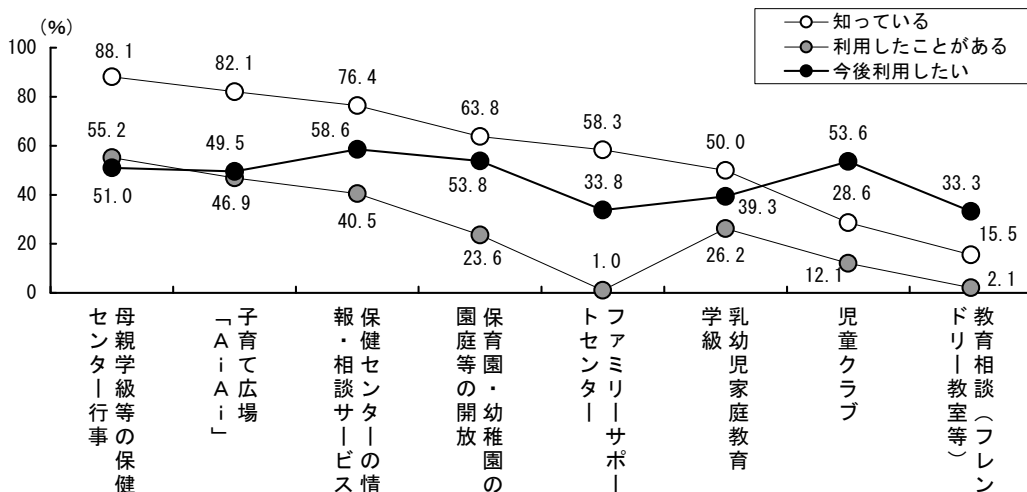
課題4 保育サービスの拡充とサービス認知の向上が必要

町では様々なサービスを行っていますが、サービスの認知度が低いようです。

子育て世帯のサービスの利用満足度によるサービスの拡充や認知度の向上を図り、子育て支援の充実を進めていく必要があります。

◆調査結果

■保育サービスの認知度・利用経験・利用意向（未就学児）



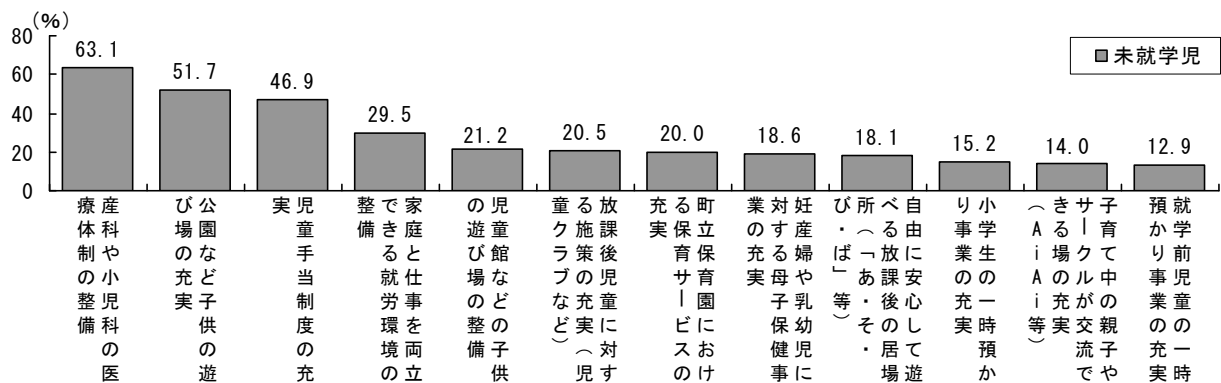
課題5 医療体制の充実や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

子育て支援策では、「産科や小児科の医療体制の整備」63%、「公園など子どもの遊び場の充実」52%、「児童手当制度の充実」47%となっています。次いで、「家庭と仕事を両立できる就労環境の整備」「児童館などの子どもの遊び場の整備」「放課後児童に対する施策の充実」などが続いています。

これらの結果からも医療体制の充実や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のために就労支援や子どもの居場所などの課題の解消を進めていく必要があります。

◆調査結果

■優先して充実・実施してほしい子育て支援策（上位）



課題6 子育て環境の課題

①男女協働意識の啓発、父親の育児参加

男女共同型社会の推進が進みつつありますが、現在でもなお子育てについては、父親よりも母親の負担が多い場合が多くなっています。町でも様々な事業の推進を行っていますが、今後も継続して、男女が共に子育てを担うことへの意識の啓発を図り続けることが重要です。

②地域や職場での子育て支援意識の醸成

ニーズ調査でも住民からの要望でみられた「子育てと仕事の両立」の要望は、次世代育成支援の進めるべき施策の重要な視点の一つです。誰もが自分の働き方を選び、自分の生活をより良いものにしていくこと、つまり「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」が今後はさらに重点的に進めるべき事項です。そのためには、地域や企業という社会全体の取り組みが必要となっています。

子育て家庭が安心して子育てできる社会を目指し、社会全体で支え合う意識の醸成が求められています。

③調和のとれた人格形成、思いやりある人としての成長を支援する環境整備

子どもが調和のとれた一人の人間として、将来に向け自己を確立するには、子どもが成長する場として欠かすことができない家庭や学校、地域社会が連携するとともに、生活・社会体験を成長段階に応じて豊かに積み重ねていくことが必要です。

人間としての喜怒哀楽を感じ表現し、他人に対する尊敬・思いやりを持てるような子育て環境の確立は推進しつづけるべき事項です。

④家庭、学校、地域が連携し、安心して遊び、学び、生活できる環境の改善

家庭での子育て能力の低下とともに、家庭、学校、地域社会の関係が希薄化し、モラルや社会規範が低下したことにより、非行、いじめ、虐待、不登校や少年犯罪の凶悪化・低年齢化など、子どもをめぐる様々な問題が深刻化・顕在化している状況です。また子どもが犯罪に巻き込まれる事件が増えています。常日頃から各種の犯罪防止のためのリスク管理も必要となります。

次代を担う子どもを守り、子どもたちが安心して遊び、学び、生活できる環境を築くことが重要です。

⑤公園、道路整備、住環境等の充実による生活しやすいまちづくりの推進

子どもを安心して生み育てることができるため、公園、道路整備、住環境等の充実が重要です。それとともに、安全で快適に暮らせるまちづくりが求められています。

第2部 計画の基本的な方針

1 基本的な視点

行動計画の策定にあたっては、国の指針により示された次の9つの基本的視点により、施策の推進を図ります。

（１）子どもの最善の利益の視点

次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、特に子育ては男女が協力して行うべきとの視点に立った取り組みを進めます。

（２）次代の親づくりの視点

子どもは次代の親となるとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

（３）サービス利用者の視点

社会環境の変化や価値観の多様化にともない、個々の家庭の特性をふまえる必要もあることから、多様な個別のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った取り組みを進めます。

（４）社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの基本的認識のもとに、町、企業、地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働のもと取り組みを進めます。

（５）仕事と生活の調和の実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を進めることは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するために取り組むべき課題であることから、地域においても、町や企業を始めとする関係者が連携し、地域の実情に応じた展開を図ります。

（６）すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立のみならず、子育ての孤立化等の問題をふまえ、すべての子どもと家庭への支援という観点から、取り組みを進めます。

（７）地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域で子育て活動を行う様々な地域活動団体や民間事業者などや、自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等、様々な社会資本を十分かつ効果的に活用する取り組みを進めます。公民館、学校施設等の公共施設の活用を図ります。

（８）サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量の適切な確保とサービスの質の確保が重要であり、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていく視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めます。

（９）地域特性の視点

人口構造や産業構造、利用者のニーズ、必要とされる支援策など地域の特性は様々であり、富士見町の特性をふまえ、主体的な取り組みを進めます。

2 基本理念

本町が目指す次世代育成支援対策の方向性として、以下の基本理念を定めました。

・・・子どもすくすく、家庭にここに、地域いきいき・・・

- 健やかに産み育てる環境づくり
- 子育て家庭を支援する仕組みづくり
- 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり
- 次代を担う心身ともにたくましい人づくり
- 子育て文化を育む社会づくり

地域みんなで
子育てサポート

急速な少子化が進行する中で、家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化し、地域の結びつきが希薄になることにより、子育て環境も悪化してきているように思われます。改めて地域の人と人とのふれあいを大切にするところから1歩が始まると考えられます。

明日を担う子どもたちが、こころ豊かで健やかに育つことが、我が国の将来の社会を発展させるための大きな原動力となります。そのためにも子どもたちを社会全体で支えていくことが求められています。

地域の人びとの温かいまなざしと支えのなかで、子どもたちが輝きながら成長し、世代を越えたすべての住民を結び、未来に輝くまちを目指します。

3 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

(1) 健やかに産み育てる環境づくり

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減・解消、子どもの疾病予防などを目的とした健康相談や家庭訪問の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。また、父親、母親が共に子育てを担うことへの意識の啓発や、親と子が健やかに暮らすことができる地域づくりに取り組みます。

また、母子保健医療提供サービスの水準を向上させるとともに、思春期保健対策や育児不安・育児困難に対する早期対応を充実させ、児童虐待の発生予防への取り組みを推進していきます。

(2) 子育て家庭を支援する仕組みづくり

少子化・核家族化や人間関係の希薄化等が進み、子育ての環境は大きく変わってきました。男性は仕事、女性は育児という考えを持つ人が大多数を占め、社会の構造もそれに適応したシステムになっていた部分が多かったことは否定できません。

しかし、これからは男女が協力して家庭を築き、子どもを産み育てるという意識の醸成を図るとともに、すべての家庭が安心して子育てができるよう、相談窓口の整備・支援体制の充実や子育て拠点施設の利用促進、子育てネットワーク等の構築など社会全体で子育て家庭を支えていくことが大切です。それにより、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ることも可能と考えられます。

また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てをしながら働きやすい環境づくりを一層推進する必要があります。反面、親の子育て力も低下する傾向にあり、子育てセミナーや講演会等で子育て力を増進させる方向に進めていく必要があります。

さらに、子育てをすることにより子育てをする楽しさを十分に感じることができる環境づくりや、子育て家庭に関係する様々な支援の連携がその力を十分に発揮できる仕組みづくりが求められます。

(3) 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

「子どもの最善の利益を確保することが大人の義務である」を基本に、すべての子どもが持つ権利や自由が最大限に尊重される社会の実現を目指します。

また、子どもの健全な成長を地域全体で見守る活動の推進を図るとともに、虐待等にあった子どもの保護や子どもに関する相談・支援を行う体制の充実に努めます。

(4) 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

ここ数十年の間に子どもを取り巻く環境が大きく変わってきています。日本経済の発展と共に、それによる弊害が子どもたちに悪影響を与えています。

近年、塾やピアノ・プールなどに通う子どもが多くなったことにより、自由な時間が少なくなり、子どもたちが外で遊ぶことが極端に少なくなってきました。反面、屋内ゲーム・テレビなどが充実し、外で遊ばなくなったため基礎体力や運動能力も減退し、大きな社会問題になっています。

更に深刻な状況として、人間関係の希薄化が問題になっています。外で遊んでいた頃は遊びの集団の中で他人との付き合い方を学び、自然にコミュニケーションをとっていましたが、今は少人数で家の中でゲームに熱中するあまり、子ども同士の葛藤も少なくなり、健全な人間関係が保たれなくなりました。そういった背景がいじめや不登校にも繋がっているといわれています。

こうした状況を踏まえ、子どもが、調和のとれた人間として総合的に成長するためには、富士見町の自然を活かし、本来持っている自分たちで考えて遊ぶ力を取り戻す必要があります。そのためには地区子ども会やスポーツ少年団、子育て支援団体、PTA 等の地域の教育資源を活用しながらネットワークを形成し子どもたちの余暇活動を有意義に活用できるよう、廃校等を活用した拠点施設の設置や子どもたちの心身を大きく育てるための指導者育成講習会の充実を図っていかなくてはなりません。

また高齢者の豊富な経験知識や知恵などを継承する取り組みや、子育てを終了した保護者等に子育て支援事業等に積極的に参加していただき、地域全体で協力し合えるコミュニティを形成することや、家庭では将来の人格形成の場であることを踏まえ、親子のふれあいを重視した取り組みも必要となります。

保育園及び学校では、人を思いやる心や社会生活を送るうえで必要な基礎・基本となる力の育成と個性を生かす学校教育の充実を図り、生涯にわたって自己を向上させる意欲を育んでいく教育が重要です。また、家庭や地域との連携・協力を深め、地域に開かれた園や学校づくりを推進する必要があります。

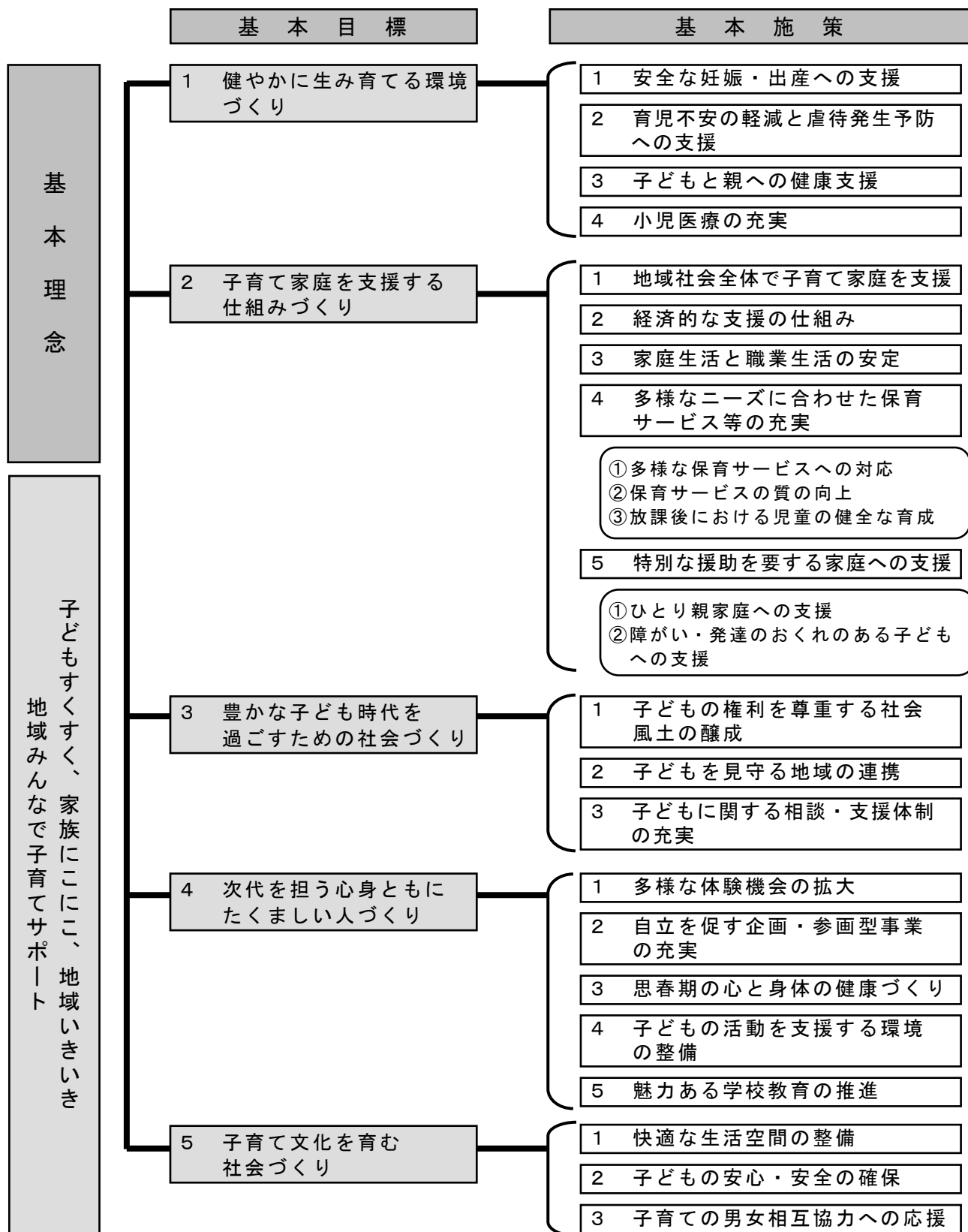
（５）子育て文化を育む社会づくり

子どもを安心して産み育てるためには、快適な居住空間や安心して活動できる生活空間が必要となります。子どもや子育て家庭に配慮した住空間の充実に努めるとともに、安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。



「子育て」とは、
子ども自身が自ら育つことを指します。

4 計画の体系



第3部 計画の内容（基本施策と個別事業）

ライフステージ別基本目標・基本施策の体系

結婚までの経過

本計画から除外

周産期	基本目標 1 健やかに産み育てる環境づくり
	基本施策 1 安全な妊娠・出産への支援
	基本施策 2 育児不安の軽減と虐待発生予防への支援
乳児期	基本目標 1 健やかに産み育てる環境づくり
	基本施策 2 育児不安の軽減と虐待発生予防への支援
	基本施策 3 子どもと親への健康支援
	基本施策 4 小児医療の充実
	基本目標 2 子育て家庭を支援する仕組みづくり
	基本施策 1 地域社会全体で子育て家庭を支援
	基本施策 2 経済的な支援の取組み
	基本施策 3 家庭生活と職業生活の安定
	基本施策 4 多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実
	基本施策 5 特別な援助を要する家庭への支援
学童期	基本目標 1 健やかに産み育てる環境づくり
	基本施策 3 子どもと親への健康支援
	基本施策 4 小児医療の充実
	基本目標 2 子育て家庭を支援する仕組みづくり
	基本施策 1 地域社会全体で子育て家庭を支援
	基本施策 2 経済的な支援の取組み
	基本施策 3 家庭生活と職業生活の安定
	基本施策 4 多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実
	基本施策 5 特別な援助を要する家庭への支援
	基本目標 4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり
	基本施策 5 魅力ある学校教育の推進
思春期以降	基本目標 2 子育て家庭を支援する仕組みづくり
	基本施策 5 特別な援助を要する家庭への支援
	基本目標 4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり
	基本施策 3 思春期の心と身体 の健康づくり
	基本施策 5 魅力ある学校教育の推進
全ての子どもが対象	基本目標 3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり
	基本施策 1 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成
	基本施策 2 子どもを見守る地域の連携
	基本施策 3 子どもに関する相談・支援体制の充実
	基本目標 4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり
	基本施策 1 多様な体験機会の拡大
	基本施策 2 自立を促す企画・参画型事業の充実
	基本施策 4 子どもの活動を支援する環境の整備
	基本目標 5 子育て文化を育む社会づくり
	基本施策 1 快適な生活空間の整備
	基本施策 2 子どもの安心・安全の確保
	基本施策 3 子育ての男女相互協力への応援

目標事業量

次世代育成行動計画は、地域の子育て支援全般にわたる行動計画ですが、このうち「保育等サービスの目標」については、国から目標事業量の策定が求められています。

■目標事業量の対象事業と事業量

国から示された定量的目標事業量の対象事業と事業量は、以下の事業となっています。

認可保育所			
保護者が仕事などのため家庭で児童をみられない就学前の児童に対し、親などに代わって保育を実施する施設であり、地域で身近な子育て支援となる福祉施設です。			
【平成 20 年度】 現状	392 人	➡	【平成 26 年度】 目標事業量 408 人

病児・病後児保育事業（病児対応型・病後児対応型）			
普段、保育園などに通園していたり家庭で保育されている児童が病気の治療中または回復期で、保育園などの集団保育や家庭での保育ができない期間、一時的に預かる事業です。			
【平成 20 年度】 現状	0 か所	➡	【平成 26 年度】 目標事業量 1 か所
	（うち病後児対応型 0 か所）		（うち病後児対応型 1 か所）

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）			
放課後や長期休業中に保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校 1 年生から 4 年生を対象に、保護者に代わって児童の健全な育成を図る事業です。			
【平成 20 年度】 現状	100 人 3 か所	➡	【平成 26 年度】 目標事業量 110 人 3 か所

放課後子ども教室			
放課後や週末に小学校の教室等を活用し、地域の方々が指導者やボランティアとして参加して、子どもたちがスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動などを実施する取り組みです。			
【平成 20 年度】 現状	0 か所	➡	【平成 26 年度】 目標事業量 2 か所

一時預かり事業（保育所型）			
パートタイム就労等女性の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病等による緊急の保育に対する需要に対応するために行う事業です。			
【平成 20 年度】 現状	5 か所	➡	【平成 26 年度】 目標事業量 366 日 5 か所

地域子育て支援拠点事業（ひろば型）			
「みんなで子育て」を実現するために、地域の未就園児とその家族が気軽に集い過ごすことができる場所を提供し、大人同士、子ども同士の交流や情報交換などを通して子育ての閉塞感、負担感を解消するための事業です。			
【平成 20 年度】 現状	1 か所	➡	【平成 26 年度】 目標事業量 1 か所

ファミリー・サポート・センター事業			
育児の手助けができる人（支援会員）と、育児の手助けが必要な人（依頼会員）を会員登録し、依頼会員からの依頼に応じて、育児の手助け（支援活動）を行える支援会員を紹介するものです。			
【平成 20 年度】 現状	1 か所	➡	【平成 26 年度】 目標事業量
			1 か所

＊目標事業量設定以外の事業については、今後検討していきます。

目標設定の根拠（子ども数の推移）

計画初年度の 22 年度から 26 年度における未就学児及び小学生の推計人口は以下のとおりです。

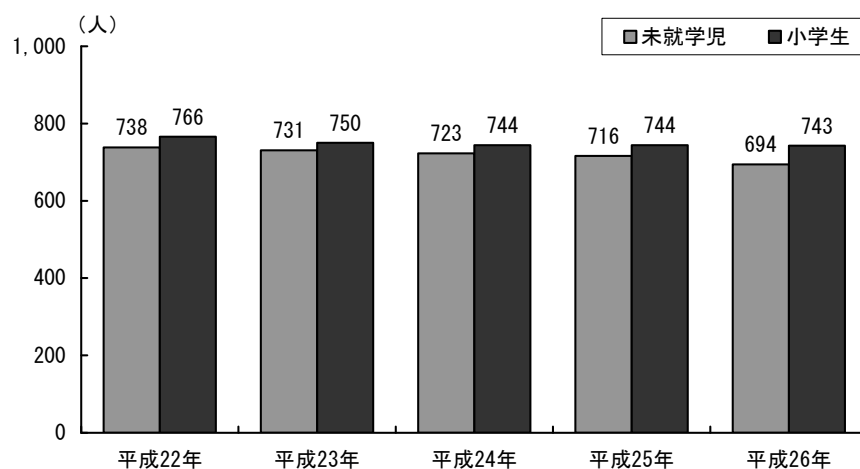
未就学児、小学生の人数は、ともに減少傾向にあると推計されます。

（人）

児童年齢		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
推計人口	平成 22 年	112	129	127	118	124	128	738
	平成 23 年	108	118	130	132	117	126	731
	平成 24 年	106	114	119	134	131	119	723
	平成 25 年	101	112	115	123	132	133	716
	平成 26 年	99	107	113	119	122	134	694

児童年齢		小 1 年	小 2 年	小 3 年	小 4 年	小 5 年	小 6 年	合計
推計人口	平成 22 年	131	122	129	115	128	141	766
	平成 23 年	128	128	122	130	113	129	750
	平成 24 年	126	125	128	123	128	114	744
	平成 25 年	117	123	125	129	121	129	744
	平成 26 年	130	115	123	126	127	122	743

■未就学児と小学生の人口推計



住民基本台帳よりコーホート変化率法により推計

基本目標 1 健やかに産み育てる環境づくり

基本施策 1 安全な妊娠・出産への支援

個別課題

- ＊妊娠から出産までの支援
- ＊妊産婦や新生児に対する母子保健医療体制の拡充
- ＊不妊治療者への支援
- ＊一般妊婦健診、母親学級、健康相談事業の充実

周産期

現状と課題

- 妊娠・出産・育児に際し、不安や悩みを生じやすくなることから、不安の軽減を図る「心のケア」が必要とされています。また、親になるための準備として「育児について学ぶ機会」の確保や、子育てについての知識・技術の習得や体験する機会を提供する必要があります。
- 妊産婦や新生児の死亡率は低いものの、安全で快適な出産に向けた「日常生活全般にわたるきめ細かな健康管理への支援」が重要となります。
- 不妊に悩む夫婦も多く、経済的な理由から治療の継続をあきらめざるを得ない場合もあるため、精神的・経済的支援についての検討が必要とされています。
- 妊娠中の飲酒・喫煙について、家族の喫煙も含め胎児の発育に影響を及ぼすため、教育が必要です。

方 策

- ❖ 従来から実施している妊婦一般健診や母親学級などの健康教育及び妊産婦・女性の健康相談等を一層充実させることにより、新しく芽生えた生命を大切に育み、安心して子育てが始められるように環境を整備していきます。

主な事業

事業名	内容
母子健康手帳発行	母子手帳を発行し、妊娠中の母体の健康管理と子どもの健康管理を図ります。
妊婦保健指導	母子手帳交付時等に保健指導・相談を実施します。
妊婦一般健康診査	全 14 回指定された検査項目についての検診費用と、前期 1 回・後期 1 回の超音波検査費用を補助します。
母親学級	親となる意識を高め、心身ともに健康な妊婦生活が送れるように保健指導等を行います。 家族の参加を促し共同で育児をする環境づくりにつとめます。 (コミュニケーションの場合)
不妊治療費の支援(助成)	不妊治療に関する経済的(助成)支援を行っています。
マタニティマークの配布	妊産婦に対して理解ある地域環境・職場環境の実現のため、ステッカーとボールチェーンマスコットを配布しています。
新生児聴覚検査費の助成	新生児聴覚検査普及のため、検査費用について助成します。

基本施策2 育児不安の軽減と虐待発生予防への支援

個別課題

- ★子育てにおける母親の不安の解消
- ★こころの健康支援

周産期

乳児期

現状と課題

- 母親の多くは妊娠・出産・育児のあらゆる場面において様々な不安や悩みを抱えており、また、相談相手がいない、子育てに自信がないと感じている家族もいます。そういった中で、育児に関する相談内容やニーズの多様化により一元的な支援以外に個別的な支援の必要性も高くなっています。
- 子どもの育てにくさ、親自身の精神的な問題や生活上のストレスなど様々な要因により、子どもを虐待してしまう親の増加が問題となっています。
- 子どもの健全な発育・発達を促すためには、乳幼児期において良好な親子関係・愛情関係の確立が重要であり、一番身近な親のこころの状態と密接な関係にあるため、親子に対する支援の充実が必要となっています。

方 策

- ❖ 妊産婦及び乳幼児相談・乳幼児健診等を通し、親の育児不安の軽減や児童虐待の発生予防に努め、平成22年度より相談窓口の一元化を図ります。

主な事業

事業名	内容
新生児、乳児訪問指導	すべての新生児・乳児に対して訪問指導・育児相談を行っています。
乳幼児相談	乳幼児の成長・発達に伴う育児に関する相談を受け悩み、不安の軽減を図ります。
乳幼児家庭教育学級	乳幼児を持つ母親を対象に望ましい子育てや、家庭のあり方について教室を開いています。
子育て相談	保健師や保育園、家庭相談員による子育て相談を行っています。
ベビーマッサージ教室	親子の触れ合いを通じて育児不安を軽減します。
のびのびひろば (成長発達のフォローアップ 教室)	幼児の成長発達に応じて支援します。 (相談・指導の場)

基本施策3 子どもと親への健康支援

個別課題

- ★生活習慣の改善
- ★母子の健康づくり支援

乳児期

学童期

現状と課題

- 起床時間・就寝時間が遅い、朝食欠食など生活リズム・生活習慣の乱れている家庭があります。乳幼児期は家庭生活が中心であり、親の生活習慣が子どもに大きく影響するため、家族の健康管理意識（バランスのとれた食事、適度な運動、十分な休養、健診を受ける）を高め、生活リズム・生活習慣を整えることが必要です。
- 肥満など生活習慣病の低年齢化の状況がみられます。また、屋外で身体を使った遊びが減少している傾向によるこどもの体力低下も危ぶまれ、特に乳幼児期における家族全体の運動習慣・体を使ってのあそびの習慣を形成する意識の啓発が必要です。
- 子どもが健やかに成長するためには、こころの健康づくりに加え、「疾病の予防」、「生涯にわたる健康的な生活習慣の確立」、「不慮の事故防止」、「親の健康づくり」などへの支援が重要であり、「親子の心の健康」を重視した相談体制の充実も求められます。親自身が子どもの発達過程を理解し、自らの育児方法を確認し、育児力を高めるための学習の場の提供が必要です。
- 子どもの事故防止に関わる啓発の強化が必要です。
- テレビ（ビデオ・テレビゲーム含む）を一日中つけている状況があり、健全な生活リズムを整えるために意識啓発が必要です。

方 策

- ❖母子保健訪問指導や保健と医療が連携した育児支援の充実を図り、育児不安を抱える親などを早期に把握し、「妊娠期」や「出産後間もない時期」から、保健師・助産師等の専門職によるきめ細かな育児支援を推進します。
- ❖家族ぐるみでの運動遊びを通じて健康意識の向上と習慣化を図ります。
 - ①既存事業のなかで運動・遊び習慣の効果について啓発し、運動遊び行事を実施します。
 - ②すくすくスポーツデーの開催などを行います。

主な事業

事業名	内容
4ヶ月児健診 7ヶ月児健診 10ヶ月児健診 1歳6ヶ月児健診	発育・発達状況の確認、疾病・異常の早期発見、育児支援を目的に実施します。
2歳児歯科健診	発育・発達状況の確認、歯科の健康を守るための指導、育児支援を目的に実施します。

事業名	内容
3歳児健診	発育・発達状況の確認、疾病・異常の早期発見、育児支援を目的に実施します。
予防接種	予防接種法・結核予防法による定期予防接種を実施します。
食育推進	良い食生活が身につくよう、乳幼児健診や給食を通して指導援助していきます。
ふじみ5歳児すこやか相談	運動・情緒の発達バランスを確認し、発達支援、保護者の育児相談を実施します。

基本施策4 小児医療の充実

個別課題

- ★新生児から見守る医療体制の整備
- ★障がい等の早期発見

乳児期

学童期

現状と課題

- 富士見高原病院に小児科外来が設備され、諏訪広域圏では小児夜間急病センターが設置されています。
- 小児医療では、疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達を評価し、育児に関する相談を行うことが重要であり、また、休日における受け入れ体制の整備・強化と、夜間に重症患者を受け入れる医療体制の整備、予防接種による感染症の予防など幅広い対応が求められています。
- 心身の障がい疑われる子どもの発達を支援するため体制づくりや、障がいの早期診断・療育システムの充実が求められています。
- 家族に対しての相談及び支援体制の整備、治療が長期にわたる小児慢性特定疾患児とその家族が安心して療養生活が続けられるように医療費などの経済的支援、相談窓口の設置や訪問指導の実施などの保健・福祉サービスの充実が必要です。
- 諏訪地区小児夜間急病センターは諏訪圏域の小児の初期救急医療（入院や手術を必要としない医療）として、毎日午後7時～9時まで開業しています。

方 策

- ❖子育てしやすい環境を整備するためには、いつでも安心して質の高い医療サービスを受けられるように医療機関と連携し、小児医療体制の一層の充実を図ります。
- ❖諏訪地区小児夜間急病センターの活用に関する情報周知に努めます。
- ❖小児救急医療電話相談（＃8000 事業）の周知・普及に努めます。

基本目標 2 子育て家庭を支援する仕組みづくり

基本施策 1 地域社会全体で子育て家庭を支援

個別課題

- ★地域社会全体で子育て家庭を支援する仕組みづくり
- ★中核施設と関連施設の連携

乳児期

学童期

現状と課題

- 家庭と地域社会のつながりの希薄化や核家族化の進行及び離婚の増加などにより、家庭における子育ての孤立化や育児ストレスの増大が懸念されます。また、専業主婦などの育児不安も指摘されており、共働き家庭のみならず、すべての子育て家庭を対象とする支援の充実が求められています。
- 今後の子育て支援のあり方として、行政・NPOを含めた子育てネットワークの充実、保健師や児童相談員などの専門機関とのより一層の連携・調整等のコーディネート機能の強化を図るなど、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりが必要です。

方 策

- ❖ 平成 15 年 7 月の児童福祉法の改正により、法の趣旨が「要保護及び保育に欠ける児童対象」中心から「すべての児童の健全な育成を図る」ことに改められたことに伴い、すべての家庭に対する子育て支援が各市町村の責務となりました。
これらを踏まえて、すべての家庭を対象とする子育て支援体制づくりを拡充することが求められます。
- ❖ 子育てサークルの立ち上げ等に支援を行い、仲間づくりができる環境を整備します。サークル間の交流が図れるよう交流の機会を増やすなど、ネットワーク化を促進します。サークルに加入しない親子でも参加できるよう町から委託している「子育てひろば AiAi」への参加を呼びかけていきます。
- ❖ 児童クラブ事業を充実させ子育て支援を図っていきます。（受入れ児童数の増加）
- ❖ フレンドリー教室（中間教室）では、不登校傾向の子どもたちを受け入れ、個別指導を行い、内容を充実させていきます。

基本施策 2 経済的な支援の取組み

個別課題

- ★子育て世帯に対する経済的支援の拡充
- ★雇用環境の整備

乳児期

学童期

現状と課題

- 失業率の上昇や地域経済の低迷等により、家計に占める子育てに関わる経済的負担の割合が増えています。「保育園にかかる費用負担の軽減」や「子どもが医療費用負担の軽減」を望む人が多く、また、ニーズ調査でも理想とする数の子どもを産めない・産まない理由で「経済的な負担が大きいから」という回答が多く挙げられています。
- 長引く景気低迷の影響や補助金の削減等により、財政状況も厳しい状況が続くと見込まれ、今後においても歳出の抑制を進める必要があります。行政が行うべき事業領域の見直しや受益者負担の適正化などに取組み、必要な財源の確保に努めます。
- 労働者の長時間労働や育児休業の取りづらい職場環境などにより、親が子育てにしっかり関われない状況にあります。働き方の見直しなど企業の社会的責任に基づく自主的な取り組みが求められています。

方 策

- ❖子育て家庭への経済的支援のために、児童手当、乳幼児医療費の助成、保育所利用料の所得段階に応じた軽減等をはじめ各種の制度を実施し、今後とも、子育て家庭への経済的支援をできる限り実施していきます。
- ❖労働時間の短縮、育児休業制度の拡充など子育てしやすい雇用環境を整備する必要があります。
- ❖子育て支援事業として、商店等の協賛店が独自の割引など各種サービスを受けることができる「ながの子育て家庭優待パスポート事業」を平成 22 年 4 月から実施しています。

個別事業

事業名	内容
子ども手当	家庭における生活の安定や、児童の健全育成のための事業 中学校 3 学年修了前の児童の養育をしている者に手当を支給し、家庭における生活の安定と次代を担う児童の健全育成及び資質の向上を図ります。
特別奨学金	生活が困難となっている世帯の児童に対し、技能習得に要する学資を支給し、その世帯の経済的自立を図ることを目的に、児童からの申請に基づき、奨学生を選定し、奨学金を支給します。
災害遺児手当	災害による遺児に将来への希望を与え、健全な育成を助長することを目的として、災害による遺児を扶養している者に災害遺児手当及び災害遺児入学又は就職支度資金を支給します。

事業名	内容
乳幼児等医療費特別給付金	0歳から中学3年生までの間にある者に対し、疾病の早期診断、早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に医療費を給付します。
認可外保育助成	認可外保育所に通園する児童の処遇向上のため、施設に対し補助金を支給します。
就学援助	学校教育法第25条に基づき経済的理由により、義務教育である小学校及び中学校に就学する児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行います。
奨学金	能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な生徒に返還義務のない奨学金を支給し有用な人材を育成します。

基本施策3 家庭生活と職業生活の安定

個別課題

- ★家庭生活における男女の役割の啓発
- ★生活改善の啓発
- ★地域社会全体で取り組む子育て支援

乳児期

学童期

現状と課題

- 女性の家事・育児と仕事との両立に対する負担感が大きい背景には、男女共同参画社会の形成が遅れていることが挙げられるため、男女が共に家庭における役割を担うことへの意識の啓発を図ることが必要です。
- すべての人が家庭生活と職業生活のバランスがとれる多様な働き方が選択できるよう、労働者・事業主・地域住民等の社会全体の意識改革を推進するための広報や情報提供などについて、関係団体との連携を図りながら推進する必要があります。
- 子どもの生活時間の夜型化や生活習慣の乱れといった、子ども自身の育ちの面においても、こうした親の「働き方」が影響を与えていると推測されます。
- 近年の厳しい経済情勢から、若い世代の安定的な就労が難しい状況となっており、若い世代が、安心して家庭を築き、子どもを産み育てることができるように、経済的に自立した生活への支援が求められます。

方 策

- ❖ 家庭生活と職業生活の安定を図るための、各種広報・啓発活動の拡充を図り、安定就労を促進するための施策を推進します。

基本施策 4 多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実

個別課題

- ★施設利用者に対する支援
- ★各種サービスの体制構築に対する考え方

乳児期

学童期

①多様な保育サービスへの対応

現状と課題

- 出産後も保育所などを利用して就労を継続する傾向が強くなっており、特に未満児保育の希望が増加傾向にあります。
- 就労形態も多様化していることから、日曜日・祝日の勤務や長時間勤務、あるいは週3日程度の短時間勤務などの人が利用できる多様な保育サービスの提供が求められ、延長保育、一時保育の拡充が必要とされています。
- ニーズ調査からも病児・病後児保育の充実が求められています。
- 外に出て遊ぶことが激減し、屋内でテレビゲームなどをする機会が増えたことにより、体力は減少し友達とのコミュニケーションも取りにくくなってきています。
- 幼児期は生活リズムや食習慣など生活習慣の基礎が出来る大切な時期ですが、生活リズムの乱れなどによって規則正しい食生活を送れない子どもたちが増えてきているため、食育を推進する必要があります。
- 障がいの重度・重複化、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等への対応など、障害児保育をめぐる状況が大きく変化してきており、一人ひとりのニーズに応じた保育の展開が必要になります。

方 策

- ❖ 現在利用者が多いサービスの拡充に努めるとともに、将来的には需要が高まると考えられる事業について検討していく必要があります。
- ❖ 子どもの脳の前頭前野は運動調整能力と感情を司る場所で、幼児期に全身運動を行うことにより活性化されるといわれており、心身の健全な発達を目指し、「運動保育」を推進します。
- ❖ 地域の食材に触れたり、料理を体験することにより食に対する感謝の気持ちを育み、心身ともに健康で過ごせる生活習慣を身につけさせます。
- ❖ 病児・病後児保育は町単独では経営的に難しい面があり、町内の医療機関と連携を図りながら体制を整えていきます。

主な個別事業

事業名	内容
保育所運営	公立保育所の運営をします。
未満児保育事業	働く保護者の保育を支援するため乳児を保育園で受け入れます。 離乳の終わった子どもから3歳未満の児童を3園で受け入れています。
長時間保育事業	通常の開所時間は8時～16時です。早朝保育は7時45分～8時まで、延長保育は16時～16時30分までです。 ※富士見・西山保育園は早朝保育7時30分から、延長保育は18時45分まで行っています。
一時保育事業	保護者が病気や急な用事等で子どもの面倒をみられない場合に臨時又は緊急に保育園で受け入れます。 保護者の継続的・短時間就労等や疾病、冠婚葬祭等、または育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消するなどといった、通常保育の対象とならない児童に対し実施しています。利用者の増加にも十分に対応可能です。
土曜保育事業	両親の就労等により家庭での保育が困難な児童に対し、富士見保育園で行っています。
諏訪養護学校児童クラブ	諏訪養護学校に通う小学部第1学年から第6学年までの児童及び中学部第1学年から第3学年までの生徒で、昼間保護者が就労等により家にいない児童生徒及び適切な保護に欠ける児童生徒を受け入れています。
障害児保育事業	集団保育が可能な保育に欠ける障がい児を保育園で受け入れます。
広域入所保育事業	保護者の勤務地の都合により他市町村の保育園に入園したり、他町村の児童を富士見町の保育園で受け入れます。
園庭開放事業	園庭を保護者同士の交流や未就園児の遊び場、保育園に慣れること等のため開放します。
未就園児交流事業	未就園の親子の交流の場を作り、友達づくりや園に慣れること等を目的としています。
ことばの教室	幼児期からのことばの学習機会を提供しています。
地産地消	安全な食材や旬の食材を地元の生産者から納入してもらい、給食で使用しています。

②保育サービスの質の向上

現状と課題

- 子どもの健やかな成長に大きな影響を及ぼす保育サービスは、担い手に相応の専門性が必要となっており、多様化する家族問題への対応、親に対する支援、障がいをもつ子どもの受入など、保育サービスの担う役割が拡大しています。それに対応した専門性の向上が求められています。
- 保育所は、安心して子どもを預けられる施設であることは当然ながら、多様化する保育ニーズへのきめ細かな対応が必要とされており、
 - ①利用者が必要とする様々な情報の積極的な提供
 - ②苦情に対する客観的かつ適切な対応を行うための体制の確立
 - ③保育サービスの質についての公正かつ適切な評価等、保育施設の質の向上が重要です。
- 発達障がい児をはじめとする障害児保育の対象となる子どもの増加、未満児保育の要望の増加、また、ひとり親家庭（母子・父子家庭）の大幅な増加などにより、保育園への期待が高まっていますが、認可保育所だけでは対応できない状況も考えられます。
- 核家族世帯の割合が増え、子育て経験を持つ祖父祖母と共に暮らす三世帯世帯の割合が減少しています、また、地域のつながりの希薄化や父親の育児参加が十分に得られないこと等により、子育ての孤立化・負担感の増大、家庭の教育力が低下してきています。

方 策

- ❖ 「保育所における自己評価ガイドライン」を基に保育士の質の向上を目指します。
- ❖ 保育サービスは行政、サービス提供主体及び保護者が連携・協力してサービスを改善していくという視点が重要です。
- ❖ 保育所に求められる役割として、一人ひとりの子どものニーズに応えるために適正な人員配置や専門職（看護師など）の配置などを整える必要があります。
- ❖ 未満児保育、病児・病後児保育など多くのニーズに対応するため、認可保育所以外の施設とも連携し体制を整備していくことが必要です。

③放課後における児童の健全な育成

現状と課題

- 不審者対策や交通事情等による子どもたちの遊び場の不足や女性の就労の増加により、子どもを取り巻く環境が時代とともに大きく変化しています。
- 子どもたち同士が地域で遊ぶ機会が少なくなっており、放課後の子どもたちが年齢の異なる友だちと遊び、そして遊びを通じて仲間づくりができるように、放課後における児童の健全な育成の推進がますます必要となっています。

方 策

- ❖ 子どもの放課後の生活を豊かにし、異年齢間での集団の遊びを通して、地域における子どもたちの交流をより一層深めることを目的とした事業を行っています。また、障がいのある子どもが豊かな放課後生活を実現するとともに、健常者との交流を促し、安心して子育てができる環境を整えることで、地域の障がいがある子どもの自立支援の促進を図っていきます。

個別事業

事業名	内容
子ども会の育成	各地区子ども会活動の支援をしています。
放課後児童クラブ	1年生から4年生まで受け入れています。

基本施策 5 特別な援助を要する家庭への支援

個別課題

- ★家族構成を考慮した、母子・父子家庭に対する支援
- ★障がい・発達に遅れのある児童に対する支援

乳児期

学童期

思春期以降

①ひとり親家庭への支援

現状と課題

- 経済状態の低迷が続く厳しい情勢にあるなか、特に母子家庭においては就業面で不利な状況に置かれている人が少なくありません。平成 14 年度に児童扶養手当の所得制限が見直され、就業を確保することが強く求められています。
- 父子家庭に対しては日常生活支援が特に求められています。
- 国の制度等を活用し、経済的な支援に留まらず、精神的な支援を積極的に推進することが必要となっています。

方 策

- ❖ひとり親家庭の子どもに対しても、一般家庭の子どもと同様に福祉の充実を図るよう努めていきます。

個別事業

事業名	内容
母子・寡婦福祉資金貸し付け事業	母子・寡婦家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために必要な資金の貸し付けをしています。
児童扶養手当	児童を養育している母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ります。児童が満 18 歳に到達した年度末まで支給します。
母子・父子家庭等医療費特別給付金	母子・父子家庭等の父母と子に対し、医療費を給付します。
母子緊急一時保健事業	夫等からの暴力により心身の安全が脅かされ、緊急に保護する必要がある女性及び同伴する児童を一時的に保護する事業で、避難者に対し日常生活用品を提供するとともに、相談・指導を行い自立へ向けての支援を行います。
母子生活支援施設	配偶者のいない、又は準ずる女子が、生活・住宅・就職等の解決困難な問題を抱え、児童の福祉に欠ける場合に、自立促進のための生活を支援することを目的とする施設です。
母子家庭等日常生活支援事業	母子・父子家庭及び寡婦が、自立促進のために必要な事由や疾病等により、一時的に生活援助が必要な場合に、その生活を支援する者を派遣し、生活の安定を図ります。
ファミリー・サポート・センター事業	仕事や家庭の都合で子どもを預かってほしい人と子育てを支援したい人が共に会員となり、依頼があった時有料でサポートする事業です。母子・父子家庭は優先に利用できます。

②障がい・発達のおくれのある子どもへの支援

現状と課題

- 障がいや発達に遅れのある子どもは増加傾向にあり、早期療育の観点から医師の診断に基づき、身体や知的面での発達状況に応じた保健指導が重要であり、また、その保護者に対する相談及び療育支援事業が大切になっています。
- 障がいの有無にかかわらず、幼児期から子ども同士が交流し、双方の意識上の壁を解消することが重要であることから、就学前の子どもの受け入れ機関で障がいがある子どもの受け入れに努めています。
- 学校教育においても、障がいの種類と程度に応じた教育の場を整備し、発達段階に応じた教育の充実に努めています。また、学校卒業後については、福祉・教育関係の機関などと連携を図り、一般社会へ移行するための適切な支援が必要です。
- 障がいや発達に遅れのある子どもの自立や社会参加に向けて、乳幼児期から社会人への移行期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援体制の確立が求められています。
- 障がいのある子どもにとって、社会参加・自立の基盤となる「生きる力」を育成することが必要です。

方 策

- ❖ 乳幼児期から学校卒業まで、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けて、一貫した相談支援体制を充実させるため、保健・医療・療育・福祉・保育・教育関係機関などにおいて、連携の強化を図ります。

個別事業

事業名	内容
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいのある、満 20 歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。
障害児居宅介護	日常生活を営むのに支障がある児童に対し、身体介護、家事援助、移動介護などの日常生活の支援を行います。
障害児療育支援	在宅の障がい児の生活を支援するため、相談や療育指導が受けられるように、各種福祉サービスの提供や調整を行います。
障害児福祉手当	在宅の重度障がい児に対し、負担軽減を目的として手当を支給します。
日常生活用具給付事業	日常生活を容易にするための生活用具を給付します。
障害児保育	保育園に入園させ、集団保育を行い、成長発達の促進を図ります。
重度心身障害児医療費特別給付金	重度の障がい者（児）の医療費負担を軽減するため、医療費を給付します。
重度心身障害児福祉年金	在宅の重度障がい児に対し、家族の福祉増進と生活の安定を図るため支給します。
重度障害児家庭介護者慰労金	在宅の重度障がい児を常時介護している介護者に慰労金を支給します。
タイムケア事業	一時的に家族以外の者の介護が必要となった心身障がい児を事業者等へ介護委託します。

基本目標 3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

基本施策 1 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成

個別課題

★子どもの最善の利益を確保するための施策の展開

全ての
子ども

現状と課題

- 「子どもの権利条約」は、18歳未満のすべての人の基本的人権の尊重を促進することを目的に、1989年（平成元年）に国連で満場一致で採択されました。この条約では、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を定め、「子どもの最善の利益」の確保を目指しています。
- 4つの権利を守ることがうたわれているにもかかわらず、世界をみると、貧困や飢餓、武力紛争、虐待、性的搾取などがあとを断ちません。我が国においても、いじめや不登校、援助交際、児童の性を表現したもの等、子どもを取り巻く問題は昔に比べより一層深刻化しているのが実状であり、住民に「子どもの権利」を知ってもらうための各種事業の推進が必要です。

基本施策 2 子どもを見守る地域の連携

個別課題

★子どもが地域で安全に健やかに育つための地域の連携

全ての
子ども

現状と課題

- 子どもにとって有害な商品などがどこにでもみられるため、陳列方法の改善や酒・たばこ等の販売規制など、学校、家庭、地域が連携して青少年の健全育成・非行化防止を推進することが必要です。
- インターネットや携帯電話の普及により、あらゆる情報が簡単に入手できるようになった半面、出会い系サイトやアダルトサイト、自殺方法に関するサイトといった有害サイトにも簡単にアクセスでき、犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが多くなってきています。
- 子どもに対する不慮の事故等が増えており、事故を未然に防ぐための危機管理の体制づくりが大切になっています。

方 策

- ❖ 次代を担う子どもたちの社会性や主体性などを育むため、学校や地域社会をはじめとする関係団体と連携し、健全育成に向けた各種事業や、有害環境の浄化活動に取り組んでいます。

また、活動を推進するために、学校や行政などで組織する連絡会議を開催し、情報の共有化に取り組んでいます。

子どもが地域で健やかに暮らせるまちづくりを実現するために、子どもを見守るための地域でのネットワークづくりの構築を図ります。

- ❖ 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が平成 21 年 4 月から施行され、子どもたちがインターネットを適切に活用する能力を取得することや、フィルタリングの普及促進、民間の関係者の自主的・主体的な取組みを支援する等、環境の整備が進められています。

また、インターネットや携帯電話の使い方について保護者が関心を持ち、子どもと共に考え、話し合いながら家庭でのルールづくりが必要です。

基本施策 1・2 の個別事業

事業名	内容
巡回家庭教育学級	社会教育指導員が各地区を巡回し、映画の上映や懇談会を行います。
富士見町リーダー研修	自主性、協調性、指導制などを養います。
ふるさと探検	子どもたちに町の自然や文化を実感する機会を提供し、健全育成を図ります。
広報、啓発	子育てに関する情報を提供します。

基本施策3 子どもに関する相談・支援体制の充実

個別課題

- ★子ども及び保護者への相談事業
- ★問題の早期発見体制の構築

全ての
子ども

現状と課題

- 虐待、非行、不登校等様々な問題を抱える子どもや家庭が増えていますが、その実態が表面化しづらい点や個人のプライバシーの問題もあり、非常に難しい状況にあります。
- 様々な問題を抱える子どもや家庭に対して、各種相談機関が、電話や面談などにより相談・支援を行っています。しかし、子どもたちや保護者の悩みを少しでも解消するためには、問題行動の早期発見や適切な助言など、一層の支援体制を築く必要があります。

方 策

- ❖これらの相談・支援事業をより充実させるために、総合的に相談や支援ができる窓口の一元化、相談者のプライバシーを保護するための環境の整備、相談員の質の向上、一次的な相談機関や専門的相談機関などが一層の連携を図りながらお互いに情報収集・情報提供や協力依頼ができるネットワーク化を構築します。

個別事業

事業名	内容
児童相談	要保護児童（児童虐待等）の適切な保護を図ります。
教育相談	専門相談員が子どもに関するあらゆる悩み事に対応します。
保育所苦情相談	保育所運営事業に係わる利用者等からの苦情の適切な解決を図ります。
こども相談 （0歳～18歳）	子育て・発達障がい・虐待・不登校等の相談に対し、家庭相談員や専門相談員、保育士が話を伺い、専門スタッフによるケース会議等で総合的に支援いたします。

基本目標 4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

基本施策 1 多様な体験機会の拡大

個別課題

- ★子ども自身が自ら成長するための方策
- ★心身ともに調和のとれた人間として成長し、社会人となるための啓発

全ての
子ども

現状と課題

- 少子化や都市化、情報化、グローバル化などが一層進展し、家庭や地域を取り巻く状況が様々に変化していくなかで、子どもにかかわる人々の意識も変化しています。
- 大人だけに留まらず、子どもたちもまた、物質的には恵まれている一方で、家族と過ごす機会や子ども同士が集団で過ごす機会が減少し、人間関係をつくる力が弱くなってきており、社会常識の欠落、他人を尊敬・尊重するところの欠如、集団社会になじめない子どもの増加等が表れてきています。
- 心身ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな人間性を育てていくため、多くの人々とのかかわりの中で、子どもの発達段階に応じた多様な自然体験や芸術・文化・スポーツ体験などを通して遊びや学習をすることが重要です。また、子どもたちの活動支援に保護者も積極的に参画し、運営を通じて問題解決に大人も自らあたる必要があります。
- 町内の中学2年生を対象にニュージーランドの一般家庭にホームステイを実施しています。
また、町内の中学2年生の希望者を対象に8月に広島原爆記念館の見学を実施しています。

方 策

- ❖ 研修終了後においても、研修生に対し、町の主催する人材育成行事に参加するように呼びかけていきます。
- ❖ 子ども読書活動推進事業の一環として、子どもの本の読み聞かせを行っていきます。町図書館において絵本の読み聞かせ等を行い、親子のふれあいを大切にする子育て支援を行います。また、乳幼児健診時の絵本の読み聞かせ等により、本への出会いや親子のふれあいを行います。
- ❖ スポーツ活動を通じて、健全な心と身体を養えるようルール・礼儀（マナー）を大切にする、スポーツ大好きな子どもを増やします。

個別事業

事業名	内容
富士見町中学生海外研修事業	海外での生活体験を通して国際感覚を養い 21 世紀の富士見町を担う人材育成として、ニュージーランドの一般家庭にホームステイを実施しています。
中学生平和教育推進事業	原爆記念館等を見学することで、戦争の悲惨さや残酷さを知り、平和の大切さを学びます。
ふるさと探検	子どもたちに町の自然や文化を実感する機会を提供し、健全育成を図ります。
作って遊ぶ子どもまつり	遊びながら学ぶ場を提供し、創造的な体験学習を通じて子どもを育成します。
スポーツ教室	各種のスポーツ教室を通し、楽しさを体感しながら、児童・生徒の健全な心身の育成を図ります。
すくすくスポーツデー	遊びを通じて子ども連れ家族のふれあいの場を設けます。

基本施策 2 自立を促す企画・参画型事業の充実

個別課題

★子どもの年齢に応じた多様な体験機会の充実

全ての子ども

現状と課題

- 「過干渉」や「過保護」の家庭が多くなると、子どもが“自ら考え、行動する”機会を奪われる状況に置かれます。かつては、子ども同士が集団で遊び、兄・姉が弟・妹の面倒をみるなど、他人に対する配慮や思いやりが自然に身につく機会が多くありました。
- 多様な体験機会の拡大につながる施策をさらに進め、それらを単なる体験にととめず、自分の意思と責任で新たな挑戦へのステップとすることが大切です。体験の積み重ねを通じて、自己の達成感、充実感、周りとの連帯感を感じることができるよう、子どもたちが主体的に自ら考え、参加し、行動できるような条件整備が必要です。
- 積極的に、継続的に、様々の子どもに合うような企画の実施が大切であり、子どもたちが、それぞれの経験や能力を発揮しながら、自ら主体的に新たな課題を発見し、その克服に向けて自主的に取り組めるような環境づくりが重要です。
- 陸上競技・水泳・駅伝・スケート・スポーツ祭・名勝探訪駅伝などの各種大会を実施し、日頃の活動の力試しの場を提供しています。また、各地区に小学生、中学生と一緒に活動する集落子ども会が発足されました。

方 策

- ❖子どもたちが自分自身への信頼感を高め、自信と意欲を抱けるような事業や、自らの力で挑戦し、様々な体験を広げるボランティアや企画型事業・参画型学習などの施策を展開していきます。
- ❖広く児童、生徒に参加を呼びかけるとともに、基本的な大会種目構成を大切にしつつも、参加状況や参加者の要望を把握して大会内容・開催期日を検討し、広く楽しめるようなスポーツ大会を企画していきます。
- ❖子どもたち自ら集落子ども会の意義を感じ、積極的に参加、運営する姿勢を育成します。
- ❖速くない、上手ではないことを理由にせず、自分の目標に向かって努力し、その成果を試す機会として参加を促します。

個別事業

事業名	内容
親子木工教室	毎年ふじみグリーンフェアの開催に合わせ親子を対象にした木工作り教室を行います。
親子夏休み特別企画	夏休みに親子で行う手作り教室。オリジナルTシャツづくり、うちわづくりなどを行います。
伝統文化継承事業 (新春書き初め大会)	小中学生を対象とした書初め大会を行います。
スポーツ大会開催事業	各種の種目別大会、町民スポーツ祭（体育の日）を開催します。
集落子ども会の活動事業	各地区に小学生、中学生と一緒に活動する子ども会が発足しています。
サマーチャレンジ	社会福祉協議会主催により、夏休みに小学生から一般の方を対象に、勤労体験希望者を募り、学習を行っています。

基本施策 3 思春期の心と身体健康づくり

個別課題

- ★社会環境、生活環境の悪化が及ぼす子どもへの影響の改善
- ★児童、生徒が抱える悩みやストレスの解消、いじめ・不登校等の対策

思春期以降

現状と課題

- 思春期は、子どもから大人への過渡期であり、身体の著しい成長に比べ精神的・社会的には未熟であり、様々な問題が生じやすい時期といえます。
- 朝食の欠食など不規則な食習慣や過剰なダイエットなど、子どもの食生活の問題が指摘されています。また、近年、薬物の乱用・喫煙・飲酒、望まぬ妊娠・性感染症が増加しています。
- 生活習慣病など本人の生涯にわたる心身の健康に大きく影響を及ぼし、次世代を産み育てることへの悪影響も心配されます。思春期の子どもを蝕んでいる様々な健康問題に対して、子どもや保護者に対する健康教育の拡充、相談・指導事業の充実が必要です。
- 心身症、不登校、ひきこもりをはじめとした思春期特有の心の問題も深刻化しているので、ストレスの解消やいじめ、不登校などの未然防止や改善策の検討が必要です。
- 中学生の生徒の悩みや相談の聞き手として、また、温かい人間関係づくりを推進するため、各中学校に「心の相談員」を配置して子どもたちの相談にあたっています。近年、生徒の相談に関し心理的要素も含め、より高度な専門知識を必要とする事例が増えています。
- 学校教育においては、健康な身体づくりについての学習を行い、児童・生徒が自らの健康問題を主体的に解決するための指導をしています。

方 策

- ❖ 思春期の子どもに対する正しい知識の普及啓発や心の健康などの充実を図るとともに、保健・医療・福祉・教育の関係者の連携を一層強化し、家庭・学校・地域における支援システムを整備していきます。
- ❖ 心の相談員を配置し、児童生徒や保護者に対し教育や子育てに関する悩みや心配事、不登校についての相談にも応じられる体制をつくり、様々な方法で改善を図る手助けをしていきます。

個別事業

事業名	内容
心の相談体制の充実	幼児・児童・生徒及び保護者の悩み及びいじめや不登校等の問題に対して相談に応じ心の健康維持・増進に努めます。
フレンドリー教室	不登校など様々なケースに対応できるよう、教育相談員と連絡を密に取り、連携を図っています。

基本施策 4 子どもの活動を支援する環境の整備

個別課題

- ★家庭、学校、地域、それぞれの役割の範囲での教育力の強化
- ★子どもたちが遊び、学びやすい環境の整備

全ての
子ども

現状と課題

- スポーツ少年団は7種目11単位団が活動を行っているほか、社会体育登録団体として、小中学生を対象とした活動が20団体で行われています。しかし、どの団体も年々人数が減少しており、また、子ども数の減少以上に加入者の減少が起きています。団員の増加を図るとともに、スポーツ指導者の育成をしていく必要があります。
- 子どもたちの生活体験や、自然体験の不足が指摘される中で、多様な体験ができる機会を提供することにより、夢を持った人間性豊かな子どもの育成を図ると共に、子ども会リーダーとしての技能・資質を身につけることを目的としています。夏休みに2泊3日で宿泊研修を実施しています。
- 子ども期は、その後の人格を形成する最も重要な基礎時期にあり、今後の人生を左右する大切な時期であることを認識し、家庭・学校・地域の連携協力を今以上に推進させる必要があります。また、それぞれが本来持っている役割について再点検するとともに、その育成機能を向上させていくことが必要です。さらに、指導者の指導能力向上と子どもたちへの多様な体験機会の提供が求められます。
- 活動主体である子どもの、自主的で責任感を伴う発想と行動を促す必要があります。

方 策

- ❖ 子どもの遊び場や居場所づくりの検討を進め、子どもたちが学習や遊びなどの活動しやすい環境を整えることも合わせて進めていきます。
- ❖ スポーツを行うことにより、児童の健全な成長を培うことを目的にスポーツ少年団の活動を支援していきます。
- ❖ 2泊3日の宿泊研修のなかで、子どもたちの話し合いによる活動を取り入れ、集落子ども会などの企画運営力を養います。自然体験学習など集団生活を通じて、自立した人間形成への支援を行います。
- ❖ 幼児期からのスポーツ活動への誘導と支援を行います。
- ❖ 子どもを対象とするスポーツ活動指導者の学習機会の提供をします。

個別事業

事業名	内容
スポーツ少年団の育成事業	各種のスポーツ大会等の活動への支援をします。
ジュニアリーダー研修事業	2泊3日の宿泊研修のなかで、子どもたちの話し合いによる活動を取入れ、集落子ども会などの企画運営力を養います。
富士見町リーダー研修	自主性、協調性、指導性などを養います。
ふるさと探検	子どもたちに町の自然や文化を実感する機会を提供し、健全育成を図ります。
スポーツ教室	各種のスポーツ教室を通し、楽しさを体感しながら、児童・生徒の健全な心身の育成を図ります。

基本施策5 魅力ある学校教育の推進

個別課題

★学校生活を魅力あるものにするための方策づくり

学童期

思春期以降

現状と課題

- 少子化は、子どもが社会性や自主性を身につける機会の減少や子どもへの過干渉・過保護といったマイナスの側面をもたらします。
- 近年の経済情勢の変化は就職率や終身雇用にも大きな影響を与えており、子どもが将来に夢や希望を持ちにくくなるなど、学習意欲の低下が指摘されています。
- 地域との連携を大切にし、小学校4校中学校1校がそれぞれ特色ある学校づくりへの取組みをしています。
- 給食では地元食材の活用の日を進めています。
- 各学校に学校図書指導員を配置し、図書室を活性化させ、本に親しみ読書好きの子どもを育成するために魅力ある図書室を運営しています。また、読書離れや学力低下への対策として、朝の読書タイム、朝ワークドリルなどを実施しています。
- 姉妹町である西伊豆町との交流会を、町の全小学校の5年生が毎年行っています。
- 学校教育に対するニーズは、複雑化・多様化している状況ですが、時代の変化に対応できるたくましい子どもを育むため、心豊かな人間性、健康や体力といった「生きる力」を育成していくことが学校教育の重要な課題となっています。

方 策

- ❖ 学校では、子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会で発揮できるよう質の高い魅力あふれた教育を推進します。
- ❖ 心の教育、男女共同参画の社会づくりを推進するための教育に取り組みます。社会全体で子どもを育てるための教育環境を整え、子どもたちの「生きる力」を育んでいきます。基礎基本の確実な定着と、伸びる力を更に伸ばし地域性を大切に、特色ある教育を実現させます。そのため、各学校が独自の課題に取り組むことで特色ある学校づくりを進めると共に、町全体でのテーマを設け推進することでレベルアップを図ります。
- ❖ 自分の体験から学び、それを意味づける力の獲得を目指す学習を行います。そのために、富士見町の人的・物的資源を活用した体験活動等を積極的に活用し、生き方や進路に関する現実的な探索も含め、社会人、職業人として自立できるキャリア教育の実践に取り組みます。

個別事業

事業名	内容
教育内容の充実	善悪の判断等、心の教育を充実させ、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図ると共に伸びる力を更に伸ばします。また、地域と協働して、地域の文化・歴史・自然等の中から課題を見つけ、地域と協働して追究するなど特色ある教育に取り組めます。
特別支援教育の充実	心身に障がいをもつ幼児・児童・生徒の可能性を最大限伸ばし、自己実現を促進するため、本人及び保護者のニーズに応じた適切な就学相談を実施します。
教職員の資質向上	教職員の実践的指導力の向上を図る各種研修の充実に努めます。
教育相談の充実	幼児・児童・生徒及び保護者の悩み及びいじめや不登校等の問題に対して相談に応じ心の健康維持・増進に努めます。
施設・設備の整備・充実	充実した教育活動が展開できるよう施設・設備の整備充実に努めます。また、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう必要に応じ施設等の整備に努めます。
地域との連携、保・小・中連携	地域や家庭と連携・協力を強め、開かれた学校づくりを一層促進するとともに、保育園・小学校・中学校が一貫した教育に当れるよう連携します。
地産地消	安全な食材や旬の食材を地元の生産者から納入してもらい、給食で使用しています。

基本目標5 子育て文化を育む社会づくり

基本施策1 快適な生活空間の整備

個別課題

- ★子連れで外出する際に、安全で安心して利用できる施設の改善
- ★快適な生活空間の確保

全ての
子ども

現状と課題

- 子育て中の保護者が外出する際に困ることとして、様々な意見が寄せられています。この中で「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」、「子どもとの食事に配慮された場所がない」、「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配がある」等が特に高い比率です。
- 最近起こっている突発的な事故や、各種犯罪に対する危険性を感じている人が多いようです。
- 安心して子育てをするためには、子どもを連れていても気軽に外出できる安全で快適な生活環境を整備する必要があります。子どもから高齢者までが安心して安全な生活ができることが重要です。

方 策

- ❖今後とも、子どもを安心して育てられ、ゆとりのある快適な生活を送れるよう公共的施設を中心に子育て家庭に配慮したまちづくりを推進します。
さらに、日常生活の中心となる住宅については、これまでの量的拡大から質的向上を考慮した視点も不可欠です。子育て家庭が、それぞれのライフスタイルや家族構成などに応じた多様な住宅の選択を可能にするための支援も必要となります。

基本施策 2 子どもの安心・安全の確保

個別課題

- ★交通安全に対する啓発活動
- ★犯罪被害を回避するための地域ぐるみによる危険予防の体制の構築

全ての子ども

現状と課題

- 交通事故や、犯罪被害に遭うケースが増大しています。本県でも、近年幼児・児童・生徒が「不審者から声をかけられた」、「痴漢行為の被害にあった」、「なぐられた」、「刃物を持った不審者を目撃した」などの事例が増大しています。
- 子どもの安全を守るには、これから交通社会に参加する子ども一人ひとりが交通ルールを身につけることができるよう、交通安全教育に力を入れることが必要です。
- 家庭における交通安全教育のアドバイスを行うなど、交通安全意識の高揚及びマナーの向上を図ることが重要であり、チャイルドシートの着用を徹底するための啓発資料の配布や交通安全イベント等における正しい装着方法の指導などの取組みも必要となっています。
- P T A、地域、警察等との連携や協力による防犯教室を開催など安全指導の充実に努め、具体的な防犯マニュアルの作成等幅広い安全体制づくりの構築が必要です。

方 策

- ❖ 学校の安全についての実態把握、安全に配慮した学校施設の整備も進めます。また、「子ども 110 番」など、あらゆる取組みによる危機管理も必要です。
今後とも学校、地域、関係機関のより一層の連携により、地域ぐるみで危険予防に取り組んでいきます。
- ❖ 町の公用車で、日常業務を兼ねて防犯パトロール活動を行っています。今後とも子どもの安心・安全の確保を図るための活動を行っていきます。
- ❖ 携帯電話を利用した危険情報の伝達を行っていきます。

個別事業

事業名	内容
防犯	地域と連携し、子どもの安全の確保対策を推進します。
青少年健全育成事業	青少年の事故防止及び交通事故防止のための地域運動を推進します。
町内パトロール・安心の家指定	安全の確保と犯罪のない明るい地域づくりの推進、通学路を中心にいつでも受け入れるお店や個人宅を確保します。
広報、啓発	子どもに限らず、住民の安全を守り、安心して暮らせるまちづくりのための広報活動や啓発活動を推進していきます。
不審者情報の携帯電話へのメール配信	子どもの安全確保のため携帯電話に登録していただいた方に、町内での不審者情報をメールで配信します。

基本施策 3 子育ての男女相互協力への応援

個別課題

- ＊配偶者が積極的に子育てに参加するための啓発
- ＊子育てを支援するための職場環境の改善への提言

全ての
子ども

現状と課題

- 男性は仕事、母親が家事・育児という家庭が多く、また、職場の環境も育児休業・育児休暇をスムーズにとりにくい状況にあるようです。
- 固定的な性別役割分業の是正を図ることが重要であり、女性の社会進出が進む中で、仕事や家庭において男女が協力し合い、子育てを行うことが一層大切です。
- 男性側の意識改革が重要です。

方 策

- ❖ この施策については、国・県が主導することが重要です。本町では上記の状況を踏まえて、町内の企業や職場に子育て支援のための環境の改善を図ることや、家庭内で協力して子育てを行うことの広報啓発を行っていきます。

個別事業

事業名	内容
広報、啓発	子どもに限らず、住民の安全を守り、安心して暮らせるまちづくりのための広報活動や啓発活動を推進していきます。

第4部 計画の推進に向けて

1 関係機関や住民等との密接な連携

本計画は、長期総合計画の部門別計画として位置付けられます。推進にあたっては、母子保健計画等他の部門別計画との整合を図るとともに、関係する組織や行政機関・団体との連携を図りながら取り組んでいきます。

また、この計画の推進にあたっては、多様化した住民ニーズにきめ細かく対応していくためには行政サービスのみでは達成が困難な分野もあります。本計画における多くの事業は人と人のふれあいや様々な人たちとの関わりが重要な要素となることから、住民やNPO、地域団体などの各種関係機関・団体との連携・協力が不可欠です。そのためにも、地域をあげてこの計画の推進を図ることが大切と考えられます。本計画のみならず、他の計画も同様と思われますが、将来を担う子育て環境の整備・推進にあたっては、より一層の連携が必要です。

2 計画の実施状況の検討

5年の間に社会・経済情勢等の変化も考えられることから、必要に応じての実施状況の点検・検討を行う必要があります。

計画年度内に提供予定がないサービスでも、利用者の要望や需要等を勘案して追加・変更を行うなどの措置を講ずる可能性も考えられます。

3 社会・経済情勢や厳しい財政状況への柔軟な対応

長引く景気低迷の影響や補助金の削減等により、財政状況も依然として厳しい状況が続くと見込まれます。経済・財政に関する国の「基本方針」に示されるように、今後においても歳出の抑制を進める必要があります。行政が行うべき事業領域の見直しや受益者負担の適正化などに取組み、必要な財源の確保に努めていくことが必要です。

本計画の基本目標のすみやかな実現に向けた各種事業の実施にあたっても、このような状況を踏まえつつ、今後の社会・経済情勢や国の動向の変化に適切かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実に推進するよう努めます。

第5部 関連施設一覧

関連施設の一覧

施設	施設名	所在地	TEL (0266)
保育園	西山保育園 富士見保育園 本郷保育園 落合保育園 境保育園	富士見 7507-3 富士見 4654 立沢 5116-2 落合 6203 境 7749-2	62-4316 62-2224 62-4130 62-2602 64-2159
小学校	富士見小学校 本郷保育園 落合小学校 境小学校	富士見 2882 立沢 5050 落合 6203 境 8941	62-2126 62-2128 62-2603 64-2014
中学校	富士見中学校	富士見 4654	62-2009
図書館	富士見町図書館	富士見 3597-1	62-7900
児童クラブ	富士見小学校児童クラブ 本郷小学校児童クラブ 境小学校児童クラブ	富士見 2882 立沢 5050 境 8941	62-3153 62-6599 64-2051
コミュニティ・プラザ		富士見 3597-1	62-7900、62-7930
町民センター		落合 10039-4	62-2400
社会福祉協議会 ボランティア関連	富士見町社会福祉協議会	富士見 8988-1	62-6766
医療機関	小池医院 小林医院 富士見高原病院 文化が丘医院 清水歯科医院 三井歯科医院 富士見やまびこクリニック 野村デンタルクリニック	富士見 4654 境 7372 落合 11100 富士見 3676 落合 10028-38 落合 9984 落合 9984-188 落合 11184-14	62-2222 64-2043 62-3030 62-2046 62-5207 62-5665 61-2155 62-9118
役場	富士見町役場	落合 10777	(代)62-2250
子育てひろば	A i A i	乙事 1230 (研修センター内)	62-5505

※この他の施設は「子育て応援 BOOK このゆびと一まれ」（子ども課発行）を参照

参考資料

1 富士見町次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会設置要綱

平成 21 年 8 月 19 日

教育委員会告示第 9 号

富士見町次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 富士見町次世代育成支援対策推進行動計画を策定するため、
富士見町次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 前条に規定する計画は、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく地域行動計画をいう。

(任務)

第 3 条 委員会は、次の事項について検討する。

(1) 地域行動計画の策定に関する事項

(2) その他必要な事項

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する

(1) 識見を有する者

(2) 一般公募者

(3) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会は、委員長が招集し議長となる。

2 委員長は、必要あると認めるときは、関係者の会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、子ども課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

2 策定委員会委員名簿・策定委員会開催状況

策定委員会委員名簿

氏 名	所 属	備 考
内 藤 好 昭	主 任 児 童 委 員	委 員 長
矢 沢 あさよ	主 任 児 童 委 員	
井 出 志保子	教 育 委 員	
新 海 勝 美	小学校 P T A 会長（本郷）	
伏 見 安 永	小学校 P T A 会長（落合）	
岡 本 忍	保育園保護者会長（富士見）	
小 林 誠 一	保育園保護者会長（境）	
松 下 妙 子	ふじみ子育てネットワーク	副 委 員 長
名 取 あゆみ	ふじみ子育てネットワーク	
土 田 美由紀	じゃがいもの会	

策定委員会開催状況

回 数	時 期	開 催 内 容
第 1 回	平成 2 1 年 9 月 1 0 日（木）	教育長委嘱状交付。 次世代育成支援計画策定概要説明。 ニーズ調査結果報告。
第 2 回	平成 2 1 年 1 2 月 1 日（火）	計画策定の留意点。 町の独自性を出すための意見交換。
第 3 回	平成 2 2 年 2 月 1 5 日（月）	ニーズ調査結果と行動計画の素案の検討。 各種施策への提言、要望。 本町がめざす子育て支援等について検討。
第 4 回	平成 2 2 年 3 月 2 3 日（火）	計画の決定

富士見町次世代育成支援対策推進行動計画

【後期計画 平成22～26年度】

平成22年3月

編集・発行：富士見町子ども課
